EPOS エポスカード海外旅行傷害保険

ご利用のしおり



MS&AD 三井住友海上

あなたの記録（ローマ字・英語でご記入ください。）（Personal Information）

○氏名：
（Name）

○誕生日：
（Day of Birth）

○住所：
（Address）

○電話番号：
（Tel）

○パスポート番号：
（Passport No）

あなたの医療記録（Personal Medical History）

○血液型：
（Blood Type）

○アレルギー（該当する項目を○で囲んでください。）
（Allergy（Circle））

なし（None）　ペニシリン（Penicillin）　アスピリン（Aspirin）

気管支喘息（Bronchial Asthma）　じんましん（Urticaria）

その他（Others）：

○既往症（該当する項目を○で囲んでください。）
（Past Medical History（Circle））

なし（None）　高血圧（Hipertension）　狭心症（Angina）

心臓発作（Heart Attack）　糖尿病（Diabetes）

脳卒中（Stroke）　てんかん（Seizure）

○現在服用している薬：
（Current Medical）

○破傷風予防接種日：
（Last Tetanus）

☆ご自身で電話ができないときまたは医師に診断してもらうときにこのページをお見せください。

エポスカード会員の皆さまへ

日頃よりエポスカードをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
エポスカードは、大切なカード会員の皆さまがあんしんして海外旅行をお楽しみいただけるよう、株式会社エポスカードが契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社の海外旅行傷害保険を自動付帯しています。
このしおりには、旅先での病気、ケガ、トラブル等の際、さまざまな支援を行うサービス内容とそのご利用方法、保険金のご請求手続き等、海外旅行傷害保険をご利用いただくうえで大切な事項を記載しております。ご一読のうえ、ご旅行の際にご持参くださいますようお願いいたします。また、保険約款を十分にご覧いただくことをあわせてお願いいたします。
もしご不明な点がございましたら、「エポスカード海外旅行保険事故受付センター」までお気軽にお問い合わせください。

株式会社エポスカード

（引受保険会社）三井住友海上火災保険株式会社

エポスカード海外旅行傷害保険補償内容

（1）保険金額について

	保険の種類	保険金額
海外旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害	最高500万円
	傷害治療費用	200万円 （1事故の限度額）
	疾病治療費用	270万円 （1疾病の限度額）
	賠償責任（免責なし）	2000万円 （1事故の限度額）
	救援者費用	100万円 （1旅行・保険期間中の限度額）
	携行品損害（免責3,000円）	20万円(※) （1旅行・保険期間中の限度額）

カード付帯保険サービスの内容は予告なく変更される場合がございますので、あらかじめご了承ください。
（※）携行品1つあたり10万円限度、乗車券等は合計5万円限度

（2）補償期間について

カードご加入日（カード発行日）の翌日以降に日本を出発される旅行が対象となります。1 旅行につき、最高 90 日間が限度です。

（3）保険の対象者について

本保険の対象者は Visa 付のエポスカード会員ご本人さまのみです。
（ご家族は対象となりません。）

（4）他に同種の保険が付帯されているカードを保有されている場合の保険金のお支払いについて

①傷害死亡・後遺障害保険金

保険金額は合算されず、最高保険金額が限度となり、各カードに付帯する保険金額に応じて按分されます。ただし、法人カードとそれ以外のカードの場合は、法人カードとそれ以外のカード各々の最高保険金額の合計額が限度となります。

②それ以外の保険金

保険金額は合算され、各カードに付帯する保険金額に応じて按分されます。ただし、支払い保険金は損害額の上限となります。

目次

Ⅰ.海外旅行傷害保険アシスタンスサービス

1. 各サービスのご参照ページ……P.5

2. エポスカード海外旅行保険事故受付センター……P.6

3. 三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービス……P.9

4. キャッシュレス・メディカルサービス……P.12

5. コレクトコール等の電話のかけ方……P.15

Ⅱ.海外旅行傷害保険の概要……P.18

Ⅲ.保険金ご請求の手続き

1. 保険金の請求方法……P.26

2. 外貨換算率について……P.29

3. 保険金請求に必要な書類……P.30

4. 診断書の作成依頼方法……P.32

Ⅳ.エポスカードの海外サポートサービス

1. エポスカード海外サポートデスク……P.33

2. エポスカード海外緊急デスク……P.34

3. エポスカード紛失受付センター……P.35

Ⅴ. 在外日本公館電話帳……P.36

海外旅行傷害保険 普通保険約款・特約集……P.37

Ⅰ. 海外旅行傷害保険アシスタンスサービス

1. 各サービスのご参照ページ

三井住友海上の各種サービスをご利用になる場合、
利用したいサービスに応じて次のページをご参照ください。

＜保険金請求・相談サービス＞

事故の一報を入れたいとき
・ケガをしたり、病気になったとき
・身の回り品が盗難にあった、壊れてしまったとき
・パスポートを盗まれてしまったとき
・お買い物中、お店の商品を誤って壊してしまったとき

事故対応について相談したいとき
保険の補償内容を知りたいとき
保険金の請求方法を知りたいとき
最寄りの病院、日本語が通じる病院を知りたいとき
キャッシュレス（現金不要）可能な病院で治療を受けたいとき

▶ エポスカード海外旅行保険事故受付センター　P.6

医療施設への緊急移送が必要なとき
日本への緊急移送が必要なとき
医師・看護師を派遣してほしいとき
緊急時に最寄りの病院、日本語が通じる病院を知りたいとき

▶ 三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービス　P.9

キャッシュレス（現金不要）可能な病院で治療を受けたいとき

▶ キャッシュレス・メディカルサービス　P.12

2. エポスカード海外旅行保険事故受付センター

（年中無休・24 時間・日本語受付）

保険内容のご照会、保険金請求のご相談などさまざまな事故相談・保険相談をお受けします。まずはエポスカード海外旅行保険事故受付センターの以下の各センターへお電話ください。（ご滞在地に応じ、以下の各センターでお受けいたします。）

◆エポスカード海外旅行保険事故受付センター

お手元にエポスカードをご用意のうえ、お電話ください。

地域	滞在地	電話番号
北米・中南米 ハワイ・グァム サイパン	アメリカ本土・アラスカ・ ハワイ・グァム・サイパン	**1-877-502-7769**
	アルゼンチン	**0800-666-3660**
	ウルグアイ	**0004-019-0421**
	カナダ	**1-877-791-2152**
	コロンビア	**018005-18-1438**
	ブラジル	**0800-892-3132**
	メキシコ	**001-800-514-6596**
アジア	中国（北部）	**4001-202711** **10800-813-2786**
	中国（南部）	**4001-202711** **10800-481-2969**
	香港	**800-905-135**
	台湾	**00801-814655**
	韓国	**00798-817-1705**
	シンガポール	**800-810-2357**
	インド	**000-800-1007-799**
	インドネシア	**001-803-00811-305**
	タイ	**001-800-814-5147**
	フィリピン	**1-800-1-816-0283**
	マレーシア	**1-800-81-5073**
	スリランカ	**011-2422-101**

※中国北部･･･華北地区（北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区）、東北地区（遼寧省、吉林省、黒龍江省）、河南省、山東省
中国南部･･･上記以外（上海市、重慶市等）

地域	滞在地	電話番号
オセアニア	オーストラリア	**1-800-101-264**
	ニュージーランド	**0800-885-056**
ヨーロッパ アフリカ 中近東 ロシア	アイスランド	**800-9659**
	アイルランド	**1-800-948316**
	アラブ首長国連邦	**800-0-813-0045**
	イギリス	**0808-234-3814**
	イスラエル	**1-80-94-56597**
	イタリア	**800-789645**
	オーストリア	**0800-296-203**
	オランダ	**0800-022-8299**
	ギリシャ	**00-800-161-2206-6597**
	スイス	**0800-83-8822**
	スウェーデン	**020-79-2611**
	スペイン	**900-9-581-74**
	チェコ	**800-700-970**
	デンマーク	**8088-7050**
	ドイツ	**0800-1812572**
	ノルウェー	**8001-6297**
	ハンガリー	**06-800-190-41**
	フランス	**0800-915-303**
	ベルギー	**0800-79163**
	ポーランド	**0-0-800-8113-251**
	ポルトガル	**800-827-653**
	南アフリカ	**0-800-983-173**
	モナコ	**800-93-697**
	ルクセンブルグ	**8002-3819**
	ロシア	**810-800-2057-4081**
上記以外の地域 または無料電話がご利用いただけない場合		**81-18-888-8808**

◆日本国内にいらっしゃる場合・・・0120-11-0101(＊)

＊一部のIP電話(固定電話共用型を除く)では無料ダイヤルをご利用いただけない場合があります。この場合は「(018)-803-0250」(有料)をご利用いただくことも可能です。

ご注意

各国の電話事情等により無料電話がつながりにくい場合には、恐れ入りますが「無料電話がご利用いただけない場合」の番号へコレクトコール（※）でおかけください。

（※）コレクトコールのかけ方は P.15 をご参照ください。

ご利用にあたっては、P.10 ～ 11 に記載しております「ご利用上の注意点」をご参照ください。

滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

3. 三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービス

（年中無休・24 時間・日本語受付・無料）

海外旅行中に不慮のケガや疾病に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、P6 ～ 8の各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

ご連絡先

エポスカード海外旅行保険事故受付センターでお受けします。

三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「AXA アシスタンス社」等と提携して実施しております。

サービス内容

（1）ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

- 医師・医療施設の紹介・案内
- 医療費キャッシュレスサービス
- 患者の医療施設への移送
- 患者の本国への移送
- 現地での医師の緊急派遣
- 医薬品類の緊急手配
- 通訳の紹介・手配

（2）ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- 現地でのご遺体の埋葬
- ご遺体の本国への移送

（3）その他のアシスタンス

- 救援者の渡航・宿泊手配
- 遭難された場合の捜索・救助

（4）法律上のアシスタンス

- 弁護士の紹介・手配

など

※原則として、（1）は傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療･救援費用保険金、（2）･（3）は救援者費用等保険金、治療･救援費用保険金、（4）は賠償責任保険金の、それぞれのお支払いの対象となります。

エポスカード海外旅行保険事故受付センター
三井住友海上の緊急医療アシスタンスサービス

ご利用上の注意点

a. サービス開始までの所要時間について

事前にカード会員の照会をさせていただきますので、サービス開始までには一定のお時間がかかることを、あらかじめご了承ください。また、受付時の現地時間、ご旅行地域によりましては通信、交通機関の混み具合等によりサービスを開始するまでに一定の時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。また通訳･弁護士の紹介･手配は、現地の時間またはサービス提供地域によりましては、直ちにサービスを提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

b. サービスをお断りする場合

お客さまの海外旅行傷害保険のご契約内容（普通保険約款および特約条項）に基づき、お支払い対象とならないケガ、疾病、事故に該当する場合にはサービスの提供をお断りしております。お支払い対象とならない主な場合は以下のとおりですが、詳しくは普通保険約款・特約集（P.37 ～）をご参照ください。

- 自殺、闘争行為または犯罪行為によるケガ
- 酒酔運転、無資格運転によるケガ
- 「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
- 妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気
- いわゆる「持病」「既往症」等ご旅行出発前に発生している病気
- 自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

c. お客さまの自己負担について

このサービスに伴って生じた治療費・移送費等の実費が、ご契約の保険金額または限度額を超過する場合には、その超過部分については、お客さまの自己負担となります（超過しない限り、お客さまの負担はありません）。また、お客さまのご要望によりサービスのご利用をいただいた後に、ご契約の海外旅行傷害保険で保険金のお支払いができないことが判明した場合には、一切の費用はお客さまの自己負担となりますのでご注意ください。

d. 各センターの電話番号について

各センターには無料電話を設けておりますが、国によっては無料電話

に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、日本国内から携帯電話をレンタル等して渡航した場合においてその携帯電話から無料電話にご連絡されても通話料がかかりますので、ご注意ください。また、電話機の種類によりご利用になれない場合やホテルからおかけの際利用料がかかる場合もございますので、ご利用時には現地でお確かめください。また、各電話番号は、常に最新のものになるよう努めておりますが、事務所の移転、当該国の電話番号体系の変更等のやむを得ない事情により変更となる場合がございますのであらかじめご了承ください。

e. 日本語サービスについて

エポスカード海外旅行保険事故受付センターでは日本語で各種相談にお答えしておりますが、海外におきましては現地の各種業者を通じて緊急医療アシスタンスサービスの提供をおこなっておりますので、現地の係員、医師または看護婦等につきましては原則として日本語を話すことはできませんのであらかじめご了承ください。緊急医療アシスタンスサービスで日本語サービスが必要な場合は、各センターのオペレーターによる通訳や通訳者の派遣が可能な地域では通訳者の手配をいたします。

f. サービス適用除外地域について

次の地域では戦争等の理由により安全性が確保されないためサービスの提供をおこなっておりません。また、山岳部、離島等都市部から遠く離れた地域において、通信、交通手段が確保されない場合には同様にサービスの提供をお断りする場合がございます。なお、サービスが受けられない地域は予告なしに変更されることがございますので、ご了承ください。

〈サービス適用除外地域〉
北朝鮮・アフガニスタン・ボスニア・ヘルツェゴビナ・エルサルバドル・ニカラグア・イラク

g. 医療機関、交通機関等の国による違いについて

海外においては文化、慣習または通信･交通の整備状況などの違いから、日本と比較すると医療機関や交通機関での待ち時間が長くならざるを得ない場合がございますのであらかじめご了承ください。

h. 医療機関の医療過誤、交通機関の交通事故について

手配させていただいた医療機関自身の医療過誤や、手配させていただいた交通機関の交通事故等につきましては弊社は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

4. キャッシュレス・メディカルサービス

（1）キャッシュレス・メディカルサービスとは

キャッシュレス・メディカルサービスとは病院においてその場で治療費を自己負担することなく治療を受けられるサービスをいいます。

（2）キャッシュレス・メディカルサービスのご利用方法

エポスカード海外旅行保険事故受付センターでお受けしている三井住友海上緊急医療アシスタンスサービスでは、全世界約1,600の病院ネットワークを活用し、最寄りの適切な病院をご紹介いたします。P.6～8に掲載されている各センターにご連絡の上、各センターから、自己負担することなく治療を受けられる医師、医療施設の紹介を受けてください。ご連絡の際、以下の事項をお知らせください。

- 氏名
- 現在滞在中のホテルもしくは現地連絡先
- エポスカード会員番号
- 日本国内の連絡先住所、電話番号

キャッシュレス・メディカルサービス
ご利用上の注意点

a. サービスをお断りする場合

次の場合にはキャッシュレス・メディカルサービスを受けることはできませんので、お客さまご自身で医療機関に治療費をお支払いください。

- エポスカード海外旅行保険事故受付センターの各センターに事前に事故のご連絡をいただけなかった場合
- エポスカードをお持ちでない場合
- 各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受けられない場合
- 提携アシスタンス会社・クレームエージェント等の各サービスおよび弊社直接提携病院で生じた治療費用等の実費がご契約の保険金額または限度額を超過する場合
- 以下の保険金をお支払いできない主な事例に該当する場合

～保険金をお支払いできない主な事例～

・自殺、闘争行為または犯罪行為によるケガ
・酒酔運転、無資格運転によるケガ
・「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
・妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気
・いわゆる「持病」「既往症」等ご旅行出発前に発生している病気
・事故日（ケガの場合）または最初の診療日（病気の場合）から180日を過ぎて要した費用　など

（注）詳しくは普通保険約款・特約集（P.37から記載）をご参照ください。

- 保険の対象となるケガまたは疾病であることが確認できない場合。また、キャッシュレス治療の後で保険の対象とならないことが判明した場合はお客さまに後日直接治療費用の請求をさせていただきますのであらかじめご了承ください。

b. お客さまの自己負担について

このサービスに伴って生じた治療費・移送費等の実費が、ご契約の保険金額または限度額を超過する場合には、その超過部分については、お客さまの自己負担となります（超過しない限り、お客さまの負担はありません）。また、お客さまのご要望によりサービスのご利用をいただいた後に、ご契約の海外旅行傷害保険で保険金のお支払いができないことが判明した場合には、一切の費用はお客さまの自己負担となりますのでご注意ください。

c. 治療後にキャッシュレスのご利用を希望された場合の取扱いについて

治療後にキャッシュレス・メディカルサービスご利用のお申し出をされても、サービスが受けられない場合がございますので、あらかじめご了承ください。その場合には、お手数ですが治療費を一旦ご負担いただいた上で帰国後保険金をご請求ください。

d. 少額の治療費の場合の取扱いについて

治療費が少額の場合、病院・医師によってはお客さまご本人による支払いを求められる場合がございますので、あらかじめご了承ください。その場合には、お手数ですが治療費を一旦ご負担いただいた上で帰国後保険金をご請求ください。

e. 三井住友海上直接提携病院が他の病院を紹介した場合の取扱いについて

三井住友海上直接提携病院が紹介した他の病院ではキャッシュレス・メディカルサービスを受けられない場合がございますのであらかじめご了承ください。

f. キャッシュレス治療の場合に、病院から治療費の請求書が送られてきた場合の取扱いについて

キャッシュレス治療の場合でもお客さまに病院から、治療費の請求書が送られてくる場合がございます。この場合、お手数ですがお電話ください（国内から：0120-11-0101、海外から：81-18-803-0250）。またはご利用時にご連絡をいただいたエポスカード海外旅行保険事故受付センターの各センターにご連絡ください。

5. コレクトコール等の電話のかけ方

（1）無料電話のかけ方

直接、各番号をダイヤルします。	→	交換手を通さずに、各センターの日本語オペレーターが直接電話に出ます。 ※通話料は自動的に受信人払いとなります。

（注1）ホテル等から電話をかける場合には、ホテル等に備え付けの電話案内により外線に出られる方法を確認ください。外線番号（通常「7」または「9」）に続けて無料電話番号を順番に押してください。なお、その場合には、ホテル等のサービス料がかかることがありますが、その費用はお客さまにご負担いただきます。
（注2）公衆電話等から電話をかける場合には、それぞれの電話機の注意書きをご確認の上、無料電話番号を順番に押してください。ただし、公衆電話の種類によってはご利用になれない場合があります。
（注3）地域によっては、公衆電話を利用する場合、国内最低料金のコインが必要な場合があります。

（2）コレクトコールのかけ方

現地交換手を呼び出します。（注1）（各国の交換手呼び出し番号一覧(P.17)参照）	→	都市名、電話番号を伝えます。 〔伝える電話番号〕 1.国外からの場合…… 国識別番号より順に伝える 2.国内からの場合…… 地域局番より順に伝える 3.同地区からの場合… 地域内番号のみ伝える	→	各センターの日本語オペレーターが直接電話に出ます。

（注1）この場合日本語は通じませんので、後述＜コレクトコールのかけ方の一例＞をご参照ください。
（注2）コレクトコールができない国がありますのでご注意ください。
（注3）ホテル等からコレクトコールをご利用の場合には、まずホテルのオペレーターにその国の国際電話局につないでもらう必要があります。また、コレクトコールを利用できないホテルもあります。
（注4）公衆電話等から直接国際コレクトコールをかける場合には、電話機の説明書き等を確認し、国際電話局に電話をかける必要があります。国によっては公衆電話からのコレクトコールが利用できませんので、その場合には一般の電話を利用して申し込む必要があります。

＜コレクトコールのかけ方の一例＞

電話交換手（Operator）を通してパリへコレクトコールをかける場合、次のように交換手に伝えます。
・国内へかける時　…　都市名、電話番号を伝えてください。
・国外へかける時　…　国名、都市名、電話番号を伝えてください。

オーヴァーシーズ　コレクト　コール　トウ　パリス　プリーズ
“Overseas collect call to Paris, please.”
（パリへコレクトコールをお願いします。）

ザ　ナンバー　イズ　パリス　ワン　ファイブ　ファイブ　ナイン　トウ　ワン　トウ　ナイン　ファイブ
“The number is Paris 1-55921295.”
（番号はパリの 1-55921295 です。）

また、地域によっては、一度電話を切って待つ場合もあります。この場合は必ずご自身の名前とおかけになっている電話番号（ホテルからおかけの場合は部屋番号）を交換手に伝える必要がありますのであらかじめご用意ください。

交換手から次のように聞かれたら

メイ　アイ　ハブ　ユア　ネイム　アンド　フォン　ナンバー
“May I have your name and phone number ?”
（あなたのお名前と電話番号をどうぞ。）

次のように交換手に伝えてください。

アイム　コーリング　フロム　ザ　○○ホテル
“I’ m calling from the ○○ Hotel.”
（○○ホテルからかけています。）

ザ　ナンバー　イズ　○○○○　　ルーム　　△△△
“The number is ○○○○ . Room △△△ .”
（電話番号は○○○○で、部屋番号は△△△△です。）

マイ　ネイム　イズ　○○○
“My name is ○○○ .”
（名前は○○○です。）

交換手が次のように言った場合

ホールド　オン　プリーズ
● “Hold on please.”　→　そのまま切らずにお待ちください。

ホールド　オン　ザ　ライン
“Hold on the line.”

オン　ザ　ライン
● “On the line.”　→　お話しください。
（相手が出ました）

ハング　アップ　プリーズ
● “Hang up please.”　→　一度切ってお待ちください。

（注１）最初の交換手から国際電話のオペレーターにつなぐ場合もありますので、その際には、同じ内容を繰り返してください。

（注２）交換手から指名通話の質問があった場合

フー　ウッジュー　ライク　トウ　トーク　トウ
“Who would you like to talk to ?”（どなたとお話しになりますか？） と聞かれたら

エニワン　イズ　オウケイ
“Anyone is O.K.”（誰でもかまいません。）と伝えてください。

＜各国の電話交換手呼び出し番号＞

アメリカ・ハワイ	0	イギリス	155	オーストラリア	12550
カナダ	0	フランス	003381(※)	ニュージーランド	0170
メキシコ	090	ドイツ	0010	香港	10010
ブラジル	000111	スイス	1141	中国(北京)	115
アルゼンチン	000	イタリア	170	中国(上海、広州)	103
		スペイン	1005	台湾	100
		ベルギー	1224	韓国	00799
		オランダ	060410	インドネシア	104
		デンマーク	0015	タイ	100
		オーストリア	09	シンガポール	104
		ギリシャ	161	マレーシア	108
		ロシア	8-191	フィリピン	108
		フィンランド	92022	グアム	000
		トルコ	115		

(※)日本宛の場合

(注)電話、ホテルまたは国によって、オペレーター呼び出し番号が異なったりコレクトコールを申し込めない、または手数料がかかる場合があります。なお、番号体系の変更等のやむを得ない事情により変更となる場合もありますのであらかじめご了承ください。

Ⅱ. 海外旅行傷害保険の概要

被保険者：VISA 付きのエポスカード会員ご本人さま
補償期間：1 旅行につき、日本を出国してから最高 90 日間

項目		保険金をお支払いする場合	
傷害（基本契約）	死亡	被保険者（補償の対象者。以下同様とします。）が海外旅行中の偶然な事故によるケガ※がもとで、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合。	
	後遺障害	被保険者が、海外旅行中の偶然な事故によるケガ※がもとで、事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	
	治療費用	被保険者が、海外旅行中の偶然な事故によるケガ※がもとで、医師の治療を受けられた場合。	

詳しくは普通保険約款・特約集（P37 ～）をご覧ください

※ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	死亡・後遺障害保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。	●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意によるケガ。 ●ケンカ・自殺・犯罪行為によるケガ。 ●戦争その他の変乱、放射線照射・放射能汚染によるケガ。 ●無資格・酒酔・麻薬等使用中の運転によるケガ。 ●他覚症状のないムチウチ症・腰痛。 ●山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗等の危険な運動を行う場合。 ●被保険者による自動車、原動機付自転車、モーターボート等の競技・練習・試運転中の事故。 ●事業路線以外の航空機（グライダー・飛行船を除く）を被保険者が操縦している間の事故。 ●被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置。 ●被保険者に対する刑の執行。 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。 など
	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～ 100%をお支払いします。 ［注］死亡保険金と後遺障害保険金は重ねてお支払いしますが、お支払いする保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額を保険期間（保険のご契約期間。以下同様とします。）中の限度とします。	
	次の費用について、ケガ※の場合には事故の日から、病気の場合には最初の治療日から180日以内に要した次の費用のうち、弊社が妥当と認めた金額を1回のケガ※、病気につきケガ※の場合は傷害治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 1.医師または病院に支払った診療関係の費用・入院費。 2.治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 3.入院のために必要となった次の費用（ただし、1回の事故につき20万円が限度。） （イ）国際電話料等の通信費。 （ロ）入院に必要な身の回り品購入費（ただし、1回の事故につき5万円が限度。） 4.医師の治療を受けた結果、当初の旅行行程を離脱された場合の旅行行程に復帰または直接帰国するために、現実に支出した交通費・宿泊費。（ただし、払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。） 5.保険金請求のために必要な医師の診断書費用。　など	

項目		保険金をお支払いする場合	
疾病	治療費用	被保険者が、 1. 海外旅行開始から海外旅行終了後 72 時間以内に発病した病気がもとで、海外旅行中または海外旅行終了後 72 時間以内に医師の治療を受けられた場合。ただし、海外旅行終了後に発病した病気については、その原因が海外旅行中に発生したものに限ります。 2. 海外旅行中に感染した特定の伝染病がもとで、海外旅行中または海外旅行終了後 30 日以内に医師の治療を受けられた場合。 [注] 特定の伝染病とは、以下のものをいいます。 コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、新型コロナウイルス感染症（*） （*）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。	

	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	最初の治療日から 180 日以内に要した次の費用のうち、三井住友海上が妥当と認めた金額を 1 回の病気につき疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 1. 医師または病院に支払った診療関係の費用・入院費。 2. 治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費。 3. 入院のために必要となった次の費用(ただし、1 回の事故につき 20 万円が限度。) (イ) 国際電話料等の通信費。 (ロ)入院に必要な身の回り品購入費(ただし、1 回の事故につき 5 万円が限度。) 4. 治療のための入院の後、旅行行程に復帰または直接帰国するために、現実に支出した交通費・宿泊費。(ただし、払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。) 5. 保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 など	●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意。 ●ケンカ・自殺・犯罪行為による病気。 ●戦争その他の変乱、放射線照射・放射能汚染による病気。 ●他覚症状のないムチウチ症・腰痛。 ●妊娠、出産、早産、流産およびこれらに起因する病気。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前または旅行終了後 72 時間以上経過後に発病した病気。 ●ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病。 など

項目	保険金をお支払いする場合	
賠償責任 （特約）	被保険者が、海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合。 ［注］他人のもののうち被保険者が所有、使用または管理下中のものについては保険金をお支払いできません。 ただし次のものはお支払い対象となります。 ●レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ●ホテルの客室および客室内の動産（セーフティーボックスのキーおよびルームキーを含む。）。 ●住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産（ただし、建物、マンションの戸室全体を貸借している場合を除く。）を壊した時の賠償責任。　など	
携行品 （特約）	海外旅行中に携行品（被保険者の所有するもの、旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物）が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 ［注］携行品とは、被保険者が携行する身の回り品をいい、携行するとは携えて持っている状態または被保険者が常時監視できる状態をいいます。	

	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度に損害賠償金等をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 [注] 示談の相手方および賠償金額の決定には、事前に弊社の承諾を必要とします。	●保険契約者・被保険者の故意による賠償責任。 ●戦争その他の変乱、放射線照射・放射能汚染による賠償責任。 ●被保険者の親族に対する賠償責任。 ●被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任（仕事上の賠償責任）。 ●受託品に対する賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除く。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任。 ●被保険者が使用・管理中の財物に与えた損害に対する賠償責任。 ●盗難　など
	携行品1つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度とし、損害額を支払います。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。 [注] 損害額とは、修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用※（現地にて負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含みます。）をいいます。 [注] 保険期間とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間で、かつエポスカード会員である期間をいいます。 ※再発給手数料とは、領事館への納付手数料をいいます。	●保険契約者、被保険者の故意。 ●戦争、その他の変乱。 ●放射線照射、放射能汚染。 ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ●携行品のかしまたは自然の消耗、さび、変色、虫食い。 ●携行品の置き忘れまたは紛失。 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。 ●山岳登はん、ハンググライダーなどの危険なスポーツに用いる用具の場合、これら危険なスポーツを行っている間に生じた損害。 ●他人から借りたり預かったりしたもの。 ●現金、小切手、株券、手形、預金証券、免許証（※）、定期券、クレジットカード、入歯、コンタクトレンズ、帳簿、図面、各種書類、動植物、自動車、オートバイ、船、居住施設内にあるもの。（※）自動車、原付自転車の運転免許証については再発行手数料をお支払いします。 ●被保険者が危険なスポーツを行っている間のそれらの用具。（ウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンなどに準ずる運動を行うための用具の損害については携行しても支払いません。）　など

項目	保険金をお支払いする場合	
救援者費用 （特約）	海外旅行中に被保険者が ●旅行期間中のケガによる事故後１８０日以内に死亡した場合 ●疾病により旅行期間中に死亡した場合 ●旅行期間中に発病した疾病による旅行期間終了後 30 日以内に死亡した場合 ●旅行期間中のケガまたは旅行期間中に発病した疾病による被保険者の７日間以上の継続入院 ●旅行期間中の被保険者の山岳遭難、搭乗機・船舶の行方不明・遭難 ●旅行期間中に偶然な事故で被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索救助を要する状態を警察等が確認した場合	

	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	被保険者および親族の方が支出した次の費用のうち妥当と認められる金額 ●現地に赴く航空運賃等交通費（救 援者３名分限度） ●現地でのホテル等客室料（救援者３名分限度かつ１名につき 14 日間限度） ●現地から被保険者の移送費用 ●被保険者の死亡による現地での遺体処理費用（100 万円限度） ●救援者渡航手続費および現地での諸雑費（20 万円限度） ●捜索救助費用	●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意による事故。 ●ケンカ・自殺・犯罪行為による事故（ただし、自殺によって１８０日以内に死亡した場合を除く。） ●無資格・酒酔・麻薬等使用中の運転による事故。 ●戦争その他の変乱、放射線照射・放射能汚染等による事故。 ●他覚症状のないムチウチ症・腰痛。 ●ピッケル・アイゼン等登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ウルトラライト機搭乗等の危険なスポーツを行う場合。 ●被保険者が妊娠、出産、流産等で入院した場合。（死亡された場合は除く。） など

Ⅲ . 保険金ご請求の手続き

1. 保険金の請求方法

ご旅行中に万一事故が起きた場合は、以下の手続きに従って保険金をご請求ください。

保険金請求の方法

● 海外から保険金をご請求される場合

裏表紙および P.6 ～ 8 記載のエポスカード海外旅行保険事故受付センターにご相談ください。

● 帰国後、国内で保険金をご請求される場合

エポスカード海外旅行保険事故受付センター（0120-11-0101）にご相談ください。

海外での保険金お支払いサービス ご利用上の注意点

a. 保険金お支払いまでの期間

海外で保険金をお受け取りになる場合、保険金支払完了までにある程度の日数を要しますので、時間的な余裕がない場合などは帰国後に保険金をご請求ください。

b. 保険金のお受取り方法

海外で保険金をお支払いする場合には小切手を使用するため、現地で銀行口座をお持ちでないお客さまは保険金をお受け取りになることができません。なお、現金でのお支払いはおこなっておりませんので、あらかじめご了承ください。

（1）ケガ・病気の場合

次の2つのご請求方法がございます。お客さまのご都合によりべんりな方法をお選びください。

ア. キャッシュレス・メディカルサービスをご利用される場合

● 病院へ行かれる前に必ず最寄りのエポスカード海外旅行保険事故受付センター（P.6 ～ 8 参照）へご連絡ください。

センターのスタッフがキャッシュレス・メディカルサービスを行う提携病院を手配し、お客さまにご紹介いたします。

- 治療にかかった費用は、ご契約の保険金額の範囲内で、三井住友海上より直接支払われます。(ただし、支払われる費用は、保険金のお支払い対象となる治療分に限られます。)

イ. お客さまがいったん治療費をお立て替えになった場合

治療を受けた医師・病院で診断書・治療領収書をお受け取りください。

保険金のご請求に必要な書類

①パスポートの顔写真のページおよび出国スタンプのページのコピー
②保険金請求書 (巻末に添付してあります。)
③医師の診断書 (治療費が10万円以下の場合は原則として省略できます。)
④治療費明細書、領収書
⑤その他(必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

(2) 携行品に損害が生じた場合

盗難事故の場合は、直ちに最寄りの警察に連絡し、盗難届出証明をお受け取りください。事故に関するご相談等ございましたら、最寄りのエポスカード海外旅行保険事故受付センター(P.6 ～ 8 参照)へご連絡ください。

保険金のご請求に必要な書類

①パスポートの顔写真のページおよび出国スタンプのページのコピー
②保険金請求書 (巻末に添付してあります。)
③事故証明書 (盗難届出証明書等)
④損害額 (修理費等) を証明できる書類
⑤その他(必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

(3) 賠償事故が起きた場合

事故の概要を最寄りのエポスカード海外旅行保険事故受付センター（P.6 ～ 8 参照）へご連絡ください。

賠償事故の場合の保険金請求に必要な書類

①パスポートの顔写真のページおよび出国スタンプのページのコピー
②保険金請求書（巻末に添付してあります。）
③示談書、領収書
④その他（必要に応じて提出をお願いすることがあります。）

〈賠償事故にあわれたときの注意点〉

①被害者に対しての応急処置
人身事故を起こした場合には、直ちに警察および病院へ連絡し、入院した場合にはお見舞いに行くなど被害者の心証を良くするように心がけましょう。

②事故が起きてもそれが保険でてん補される事故とは限りません。個人賠償責任保険、個人包括賠償責任保険または現地加入の自動車保険の場合には、まず法律上の賠償責任の有無が有責無責を決めるポイントとなります。法律上の賠償責任があっても、保険契約上の免責事項に該当しますとてん補されません。法律上の賠償責任の有無を判断するには難しい事故や保険約款上問題になりそうな事故などは、保険会社と相談した上で連絡する旨被害者にお伝えください。

③賠償金額については保険会社と相談し、保険査定額をご確認の上、示談交渉を始めることが必要です。事前のご相談なく解決なされても、保険によるてん補が認められない場合がございます。

④相手方から賠償金を求められたときには、その主張・根拠をよくお聞きください。

⑤事故内容より明らかにお客さまに過失がないと判断される場合には、事故に関して無責である旨はっきりと主張してください。

⑥過失相殺は遠慮しないで主張することが大切です。被害者にも過失が認められるような場合には、こちらの主張するところを明確に示し互いの意見を煮詰めてください。こちらの主張すべきところを主張しないと最後に必要以上の損害を負担させられることになりかねません。
⑦対物事故の場合には、損害状況を写真で撮っておくことが必要です。

(4) 救援者費用等保険金の対象となる事故の場合

事故の内容を最寄りのエポスカード海外旅行保険事故受付センター（P.6 ～ 8 参照）へご連絡ください。

保険金のご請求に必要な書類

①パスポートの顔写真のページおよび出国スタンプのページのコピー
②保険金請求書（巻末に添付してあります。）
③事故証明書（警察の事故証明書、入院証明書等）
④支出した費用（航空運賃等交通費、ホテル室料等）の明細、領収証
⑤その他（必要に応じて提出をお願いすることがあります。）

2. 外貨換算率について

(1) 国内でお支払いする場合

外貨建保険金は、お支払額の確定日の前日の三菱東京UFJ 銀行本店における為替レートによって換算してお支払いいたします。

(2) 三井住友海上より現地に送金する場合

円建保険金はお支払額の確定日の前日の三菱東京 UFJ 銀行本店における為替レートにより換算した外貨の額をご送金いたします。

3. 保険金請求に必要な書類

保険金請求書類 ＼ 保険金種類		治療費用保険金（傷害・疾病）	携行品損害保険金	死亡保険金（傷害・疾病）	後遺障害保険金	救援者費用等保険金	賠償責任保険金 対人	賠償責任保険金 対物	
パスポートの顔写真のページと出国スタンプのページのコピー		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
※保険金請求書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
現地でしか手配できない書類	※医師の診断書	◎				◎	◎		
	医療費の明細書および領収書	◎					◎		
	死亡診断書または死体検案書（死亡地のもの）			◎					
	事故証明書	○	◎	○	○	○	○	○	
	支出を証明する書類					◎			
	示談書、示談金領収書						◎	◎	
	損害額（修理費等）を証明する書類		○					◎	
※損害品明細書			◎						
損害額を証明する書類			◎						
除籍謄本				◎					
委任状、戸籍謄本				○					
※後遺障害診断書					◎				
その他の書類		○	○	○	○	○	○	○	

＜注＞ 1. ◎は必ず必要な書類、○は場合によって必要となる書類です。
2. ※は三井住友海上の所定用紙があるものです。
3. 診断書、領収書、各種証明書、委任状、示談書等は原則として原本をご提出いただきます。

	備　考
	巻末添付用紙にご記入ください。
	医師が独自で発行する診断書でも結構です。
	治療費の項目は具体的にできるだけ詳細なもの。病院への支払いが済んでいない場合は病院からの請求書で結構です。
	診断または検案した医師または病院から取り付けてください。
	最寄りの警察署または官公署に届け出た上、発行してもらってください。これができない場合は第三者の証明で認めることがあります。
	捜査救助費用、航空運賃等交通費、ホテル客室料など。
	示談成立後当事者間で作成のこと。またはこれにかわるもの。
	損害を与えた物の価格、修理費等を証明する書類。
	保険金請求書にご記入ください。
	修理費用見積書、修理費領収書、購入領収書、保証書、損害部分を示す写真 など。
	死亡したご本人のものです。
	三井住友海上の所定用紙をご使用ください。
	その他必要に応じて提出を依頼することがあります。

4. 診断書の作成依頼方法

このページを病院窓口または医師にご提示ください。

■日本語

医師の方へ
保険金請求のために必要ですので、次の書類を交付してください。
- 診断書
- 治療費請求明細書および領収書

■英　語（English）

TO THE ATTENDING DOCTOR:

Please deliver the following documents which are necessary for the claim of benefits.

- Medical Certificate.
- Bills of medical expenses and receipts.

■フランス語（French）

A L'INTENTION DU DOCTEUR:

Veuillez remettre les documents suivants qui sont exigés, de manière, à pouvoir toucher vos indemnités.

- Certificat médical.
- Factures et reçus des frais médicaux.

■ドイツ語（German）

Fuer den Doktor:

Bitte ueberbringen Sie die folgenden Dokumente, die fuer die Forderung der Leistungen notwendig sind.

- Aerztliche Atteste.
- Rechnungen der aerztlichen Ausgaben und Belege.

■スペイン語(Spanish)

A los Sren médicos:

Sirvanse entregar los documentos siguientes que son necesarios para la reclamación de los beneficios.

- Certificado médico.
- Facturas de los gastos médicos y los recibos.

Ⅳ．エポスカードの海外サポートサービス

1. エポスカード海外サポートデスク

世界 38 都市の現地デスクで、観光に役立つ情報や緊急時の対応などをすべて日本語でご案内します。親切なスタッフがエポスカード会員の海外旅行を強力にサポートいたします。お気軽にお電話・ご来店ください。

※ VISA 付きのエポスカードをお持ちのかたが対象です。
※サービスご利用の際には会員資格確認のためカード番号をお伺いしますので、お手元にエポスカードをご用意ください。

サービス内容

インフォメーション サービス	現地の最新情報、 ショッピング・免税店、 ホテル・レストランのご案内　など
リザベーション サービス	レストラン、観劇、コンサート、 スポーツ観戦などのご予約、手配 各種交通機関の予約　など

※一部実費がかかるサービスがございます。

＜例えばこんな時、お役にたちます！＞
- 行ってみたいアウトレットの場所が分からないんだけど…。
- 免税の手続きについて教えて欲しい。
- 現地でインターネットが出来るところはありませんか？

・各都市のサポートデスクの電話番号、住所やサービスの詳細などについては、エポスカードのホームページでご案内しております。ご出発前にぜひホームページをご覧ください。

※このサービスは（株）ＪＴＢグローバルアシスタンス（東京都知事登録旅行業第３-3716 号）との提携によりご提供いたします。

2. エポスカード海外緊急デスク

● 海外でアクシデントやトラブルが発生した場合には、エポスカード海外緊急デスクがご相談を承ります。「パスポートを盗まれた」など、もしもの時にも 24 時間国際無料通話でご相談を受け付け、すべて日本語で対応いたしますのであんしんです。

＜連絡先と方法＞

国際識別番号の後、それぞれのワールドフリーフォン番号をダイヤルしてください。
（例）イギリスから緊急デスクへのご連絡
00（国際識別番号）-800-38654766（ワールドフリーフォン番号）

地域	滞在国名	国際識別番号	ワールドフリーフォン番号
ヨーロッパ	イギリス、フランス イタリア、スイス ドイツ、オーストリア スペイン、オランダ	00	800-38654766
	ギリシャ	00	800-8113-0100
北米・ その他	アメリカ （本土、ハワイ）	1	800-540-8623
	カナダ	011	800-38654766
	グアム	1	888-890-3898
	サイパン	1	866-222-0134
アジア	香港、タイ、 シンガポール、韓国	001	800-38654766
	台湾、中国 フィリピン、マレーシア	00	
	インドネシア	001	803-81-0267
オセアニア	オーストラリア	0011	800-38654766
	ニュージーランド	00	

・上記電話番号は日本への無料通話番号です。
・上記以外の地域または電話がかかりにくい場合は、以下へコレクトコールでおかけください。

＜コレクトコール＞

81-3-3865-4766（エポスカード海外緊急デスク）
※コレクトコールのかけ方については P.15 ～ 17 をご参照ください。

※エポスカード海外緊急デスクでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけする事を防止するために、お電話内容を録音させていただいております。あらかじめご了承ください。
※このサービスは（株）ＪＴＢグローバルアシスタンス（東京都知事登録旅行業第３－3716 号）との提携によりご提供いたします。

3. エポスカード紛失受付センター

● エポスカードを紛失・盗難された場合は、エポスカード紛失受付センターへご連絡ください。

＜連絡先と方法＞

国際識別番号の後、それぞれのワールドフリーフォン番号をダイヤルしてください。

（例）フランスからカード紛失のご連絡

00（国際識別番号）-800-53403333（ワールドフリーフォン番号）

地域	滞在国名	国際識別番号	ワールドフリーフォン番号
ヨーロッパ	イギリス、フランス イタリア、スイス ドイツ、オーストリア スペイン、オランダ	00	800-53403333
	ギリシャ	00	800-8113-0101
北米・ その他	アメリカ （本土、ハワイ）	1	800-540-8595
	カナダ	011	800-53403333
	グアム	1	888-890-3899
	サイパン	1	866-222-0317
アジア	香港、タイ、 シンガポール、韓国	001	800-53403333
	台湾、中国 フィリピン、マレーシア	00	
	インドネシア	001	803-81-0268
オセアニア	オーストラリア	0011	800-53403333
	ニュージーランド	00	

・上記電話番号は日本への無料通話番号です。
・上記以外の地域または電話がかかりにくい場合は、以下へコレクトコールでおかけください。

＜コレクトコール＞

81-3-5340-3333（エポスカード紛失受付センター）

※コレクトコールのかけ方については P.15 ～ 17 をご参照ください。

◆緊急カードのお届け

ご希望により現地へ緊急時の代替カードをお届けいたします。
紛失、盗難のご連絡の際にお申し出ください。
※当社にて所定の審査がございます。
　また発行に際し所定の手数料がかかります。
※お受取り場所に制限があり、お届けの地域により時間がかかる場合もございます。
※帰国後、再発行のお手続をお願いします。

Ⅴ．在外日本公館 電話帳

国名	都市名	電話番号
アメリカ合衆国	ワシントンD.C.	202-238-6700
	ニューヨーク	212-371-8222
	ホノルル	808-543-3111
	ロスアンゼルス	213-617-6700
	アトランタ	404-240-4300
カナダ		613-241-8541
メキシコ		5-211-0028
ブラジル		61-3442-4200
イギリス		20-7465-6500
フランス		1-4888-6200
スイス		31-300-2222
イタリア		06-487991
スペイン		91-590-7600
ベルギー		2-513-2340
ギリシャ		210-670-9900
ドイツ		30-210940
ロシア		495-229-2550 ～ 1
オーストラリア		2-6-273-3244
ニュージーランド		4-473-1540
シンガポール		6235-8855
香港		25221184 ～ 8
中華人民共和国		10-8531-9800
インドネシア		21-3192-4308
タイ		2-696-3000
韓国		2-2170-5200

（クレジットカード用）

海外旅行傷害保険

普通保険約款・特約集

目次

海外旅行傷害保険　普通保険約款
第1章　補償条項 ・・ P.41
第2章　基本条項 ・・ P.45
別表 ・・ P.57

クレジットカード用海外旅行傷害保険特約
第1章　傷害補償条項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.63
第2章　疾病治療費用補償条項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.65
第3章　賠償責任危険補償条項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.69
第4章　携行品損害補償条項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.74
第5章　救援者費用等補償条項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.79
第6章　基本条項 ・・ P.85
別表 ・・ P.98

クレジットカード用海外旅行傷害保険被保険者の範囲に関する特約 ・・・・ P.99

海外旅行保険特約（クレジットカード用海外旅行傷害保険用） ・・・・・・ P.100

クレジットカード用海外旅行傷害保険保険料支払に関する特約（一括払用） ・・・ P.103

感染症追加補償特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.104

戦争危険等免責に関する一部修正特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.104

海外旅行傷害保険　普通保険約款
「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 （注2）試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
頸（けい）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（注）をいいます。 （注）当社が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
宿泊施設	ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）モーターボート 水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

用語	説明
治療費用保険金額	補償条項第６条（治療費用保険金の支払）の規定により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の治療費用保険金額をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第４条（告知義務）（３）③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	この保険契約により補償の対象となる者であって、保険証券に記載された者をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または治療費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第1章　補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

②　保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③　被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④　被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥　被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦　被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧　被保険者に対する刑の執行

⑨　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑩　核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑪　⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫　⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当社は、被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者
保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

① 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第４条（死亡保険金の支払）

（１）当社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（２）基本条項第２５条（死亡保険金受取人の変更）（１）または（２）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が２名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（３）基本条項第２５条（死亡保険金受取人の変更）（８）の死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（注）保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第５条（後遺障害保険金の支払）

（１）当社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	別表１に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合	＝	後遺障害保険金の額

（２）（１）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて１８０日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて１８１日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（１）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

（３）別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（４）傷害の原因となった同一の事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害

保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

（5）既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	−	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	＝	適用する割合

（6）（1）から（5）までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（治療費用保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療（注1）を要した場合は、次に掲げる金額を治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、第1条に規定する事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に要した費用に限ります。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

ア. 被保険者以外の医師の診察費、処置費および手術費

イ. 被保険者以外の医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

ウ. 義手および義足の修理費

エ. X線検査費、諸検査費および手術室費

オ. 職業看護師（注2）費。ただし、謝金および礼金は含みません。

カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費

キ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療を受けたとき（注3）の宿泊施設の客室料

ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。

ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費

コ. 入院または通院のための交通費

サ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注４）。ただし、日本国内（注５）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

シ. 治療のために必要な通訳雇入費

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害について２０万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院に必要な身の回り品購入費（注６）

③ 被保険者が治療のため入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

（２）（１）の治療費用保険金の支払は、１事故に基づく傷害について治療費用保険金額をもって限度とします。

（３）（１）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額（注７）の合計額が費用の額（注８）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注７）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額（注８）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注７）を限度とします。

（４）（１）の規定にかかわらず、被保険者が当社と提携する機関から（１）①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への治療費用保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして（１）から（３）までの規定により算出した治療費用保険金をその機関に支払います。

（５）（１）の規定にかかわらず、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック（Chiropractic）、鍼（Acupuncture）または灸（Moxa cautery）の施術者による施術を要したことにより、被保険者がその施術のため現実に支出した（１）の金額については、治療費用保険金を支払いません。

（注１）治療
義手および義足の修理を含みます。

（注２）職業看護師
日本国外において被保険者の治療に際し、被保険者以外の医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

（注３）宿泊施設の室内で治療を受けたとき
被保険者以外の医師の指示により宿泊施設で静養する場合を含みます。

（注４）移転費
治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。
（注５）日本国内
被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。
（注６）身の回り品購入費
５万円を限度とします。
（注７）支払責任額
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
（注８）費用の額
（１）の費用の額をいいます。

第７条（保険金等の削減）

当社は、被保険者が別表２に掲げる運動等を行っている間に被った第１条（保険金を支払う場合）の傷害に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料（注）を支払っていない場合は、次の割合により、死亡保険金または後遺障害保険金については保険金を、治療費用保険金については治療費用保険金額を削減します。

$$\frac{\text{領収した保険料}}{\text{領収した保険料} + \text{保険期間を通じてこれらの運動等を行なう場合に保険契約者が支払うべき割増保険料（注）}}$$

（注）割増保険料
別表２に掲げる運動等に対応する当社所定の割増保険料をいいます。

第８条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて３０日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第９条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
（２）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第２章　基本条項

第１条（保険責任の始期および終期）

（１）当社の保険責任は、始期日の午前０時に始まり、満期日の午後１２時に終わります。
（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
（３）（１）の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が満期日の午後１２時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のい

ずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、７２時間を限度として延長されるものとします。

① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注1）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航･運休

② 交通機関（注1）の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

③ 被保険者が治療を受けたこと。

（4）（3）の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（注2）のいずれか早い時までとします。

① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関（注1）または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

② 被保険者に対する公権力による拘束

③ 被保険者が誘拐されたこと。

④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。

（注1）交通機関
航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

（注2）当初予定していなかった目的地に向けて出発した時
最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

第２条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

（2）第1条（保険責任の始期および終期）（1）、（3）および（4）の規定にかかわらず、保険期間が始まった後であっても、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、次のいずれかに掲げる事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 始期日から保険料領収までの間に生じた事故

② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた事故

第３条（保険責任のおよぶ範囲）

当社は、被保険者が日本国内または国外において被った傷害に対して保険金を支払います。

第４条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（4）（2）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（注）（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条（職業または職務の変更に関する通知義務）

（1）保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

（2）職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も（1）と同様とします。

（3）保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）または（2）の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注3）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、死亡保険金または後遺障害保険金については保険金を、治療費用保険金については治療費用保険金額を削減します。

（4）（3）の規定は、当社が、（3）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注3）があった時から5年を経過した場合には適用しません。

（5）（3）の規定は、職業または職務の変更の事実（注3）に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（6）（3）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注3）が生じ、この保険契約の引受範囲（注4）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（7）（6）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注3）が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に

保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）変更後料率
変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前料率
変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）職業または職務の変更の事実
（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注4）引受範囲
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第7条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき。

（注）死亡保険金受取人を定める場合
被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第8条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第9条（保険契約の取消）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条（重大事由による解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額

が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤　①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

①　被保険者が、（1）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

②　被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。

（3）（1）または（2）の規定による解除が事故（注3）の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故（注3）による傷害に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

（注3）事故
（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた事故をいいます。

（注4）保険金
（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条（被保険者による保険契約の解除請求）

（1）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

①　この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

②　保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第11条（重大事由による解除）（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③　保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第11条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合

④　第11条（1）④に規定する事由が生じた場合

⑤　②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥　保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（2）保険契約者は、（1）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（3）（1）①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
（4）（3）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
（5）（1）の規定にかかわらず、被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対し、この保険契約（注）のうち治療費用保険金部分を解除することを求めることができます。
（6）保険契約者は、被保険者から（5）に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この保険契約（注）のうち治療費用保険金部分を解除しなければなりません。
（注）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

第13条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

（1）第4条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
（2）職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
（3）当社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注5）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（4）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
（5）（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、死亡保険金または後遺障害保険金については保険金を、治療費用保険金については治療費用保険金額を削減します。
（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
（7）（6）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の

請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

（注1）職業または職務の変更の事実
第５条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更前料率
変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後料率
変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）職業または職務の変更の事実が生じた時以降の期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、第５条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

（注5）追加保険料の支払を怠った場合
当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第15条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（1）保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第７条(保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

（2）保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、補償条項第４条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第16条（保険料の返還－取消の場合）

第９条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還－解除の場合）

（1）第４条(告知義務）(2)、第５条(職業または職務の変更に関する通知義務）(6)、第11条（重大事由による解除）（1）または第１４条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（2）第10条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（3）第11条（重大事由による解除）（2）の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（4）第１２条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（5）第１２条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（6）第１２条（被保険者による保険契約の解除請求）（6）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）のうち治療費用保険金部分を解除した場合には、当社は、治療費用保険金部分の保険料から既経過期間に対応す

る治療費用保険金部分の保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

第18条（事故の通知）

（1）被保険者が補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知すること。

③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。

④ ①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第19条（保険金の請求）

（1）当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 治療費用保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合（注1）は、別表3に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に

保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（5）当社は、事故の内容、傷害の程度または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合
補償条項第6条（治療費用保険金の支払）（4）の規定により被保険者が当社と提携する機関への治療費用保険金の支払を当社に求める場合を含みます。

（注2）配偶者
法律上の配偶者に限ります。

第20条（保険金の支払時期）

（1）当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査　　６０日

⑤　（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　　１８０日

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注４）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注1）請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が第１９条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）次に掲げる日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）照会
弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第２１条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当社は、第１８条（事故の通知）の規定による通知または第１９条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）費用
収入の喪失を含みません。

第２２条（支払通貨および為替交換比率）

（1）当社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨（注）をもって行うものとします。

（2）（1）の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨（注）に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨（注）に換算することができます。

①　保険証券において保険金額または治療費用保険金額を表示している通貨と支払通貨（注）が異なる場合

②　当社が治療費用保険金を支払うべき場合において、被保険者が現実に支出した通貨と支払通貨（注）が異なる場合

（注）支払通貨
保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第２３条（時効）

保険金請求権は、第１９条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算

して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

（1）当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

（2）（1）の規定にかかわらず、補償条項第6条（治療費用保険金の支払）（1）の費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（3）（2）②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（4）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第25条（死亡保険金受取人の変更）

（1）保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

（2）保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

（3）（2）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

（4）（3）の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

（5）保険契約者は、（2）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

（6）（5）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

（7）（2）および（5）の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

（8）死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（9）保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

（注）法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第２６条（保険契約者の変更）

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

（2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第２７条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者が２名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第２８条（契約内容の登録）

（1）当社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③ 死亡保険金受取人の氏名
④ 保険金額および被保険者の同意の有無
⑤ 保険期間
⑥ 当社名

（2）各損害保険会社は、（1）の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、（1）の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

（3）各損害保険会社は、（2）の規定により照会した結果を、（2）に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

（4）協会および各損害保険会社は、（1）の登録内容または（2）の規定による照会結果を、（1）の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

（5）保険契約者または被保険者は、その本人に係る（1）の登録内容または（2）

の規定による照会結果について、当社または協会に照会することができます。

第２９条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が２名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第３０条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第３１条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１　後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第１級	（１）両眼が失明したもの （２）咀（そ）しゃくおよび言語の機能を廃したもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （５）両上肢をひじ関節以上で失ったもの （６）両上肢の用を全廃したもの （７）両下肢をひざ関節以上で失ったもの （８）両下肢の用を全廃したもの	１００％
第２級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が０．０２以下になったもの （２）両眼の矯正視力が０．０２以下になったもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （５）両上肢を手関節以上で失ったもの （６）両下肢を足関節以上で失ったもの	８９％
第３級	（１）１眼が失明し、他眼の矯正視力が０．０６以下になったもの （２）咀（そ）しゃくまたは言語の機能を廃したもの （３）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （５）両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	７８％

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第４級	（1）両眼の矯正視力が０．０６以下になったもの （2）咀（そ）しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの （3）両耳の聴力を全く失ったもの （4）1上肢をひじ関節以上で失ったもの （5）1下肢をひざ関節以上で失ったもの （6）両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節、近位指節間関節もしくは母指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （7）両足をリスフラン関節以上で失ったもの	６９％
第5級	（1）1眼が失明し、他眼の矯正視力が0．1以下になったもの （2）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （3）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （4）1上肢を手関節以上で失ったもの （5）1下肢を足関節以上で失ったもの （6）1上肢の用を全廃したもの （7）1下肢の用を全廃したもの （8）両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	５９％
第６級	（1）両眼の矯正視力が０．1以下になったもの （2）咀（そ）しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの （3）両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （4）1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が４０cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （5）脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの （6）1上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （7）1下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （8）1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	５０％
第７級	（1）1眼が失明し、他眼の矯正視力が０．６以下になったもの （2）両耳の聴力が４０cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （3）1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （4）神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	４２％

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第７級	（５）胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （６）１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指を失ったもの （７）１手の５の手指または母指を含み４の手指の用を廃したもの （８）１足をリスフラン関節以上で失ったもの （９）１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （10）１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （11）両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節、近位指節間関節もしくは第１の足指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （12）外貌に著しい醜状を残すもの （13）両側の睾丸を失ったもの	４２％
第８級	（１）１眼が失明し、または１眼の矯正視力が０．０２以下になったもの （２）脊柱に運動障害を残すもの （３）１手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指を失ったもの （４）１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指の用を廃したもの （５）１下肢を５cm以上短縮したもの （６）１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （７）１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （８）１上肢に偽関節を残すもの （９）１下肢に偽関節を残すもの （10）１足の足指の全部を失ったもの	３４％
第９級	（１）両眼の矯正視力が０．６以下になったもの （２）１眼の矯正視力が０．０６以下になったもの （３）両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの （４）両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （５）鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの （６）咀（そ）しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの （７）両耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （８）１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （９）１耳の聴力を全く失ったもの （10）神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	２６％

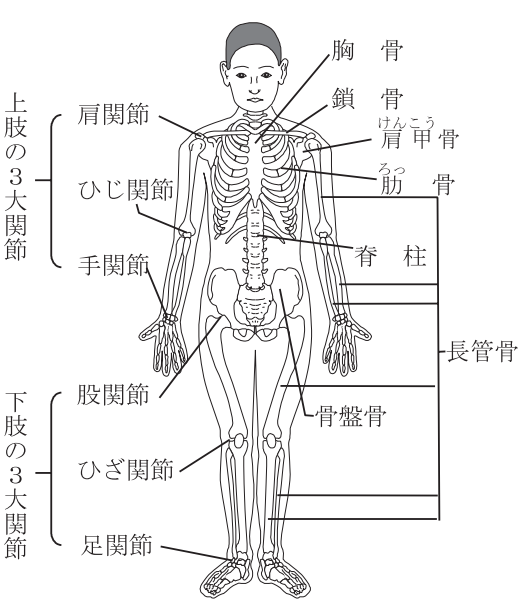
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第９級	（11）胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの （12）1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの （13）1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの （14）1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの （15）1足の足指の全部の用を廃したもの （16）外貌に相当程度の醜状を残すもの （17）生殖器に著しい障害を残すもの	２６％
第１０級	（1）1眼の矯正視力が0．1以下になったもの （2）正面視で複視を残すもの （3）咀（そ）しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの （4）１４歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （5）両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （6）1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （7）1手の母指または母指以外の２の手指の用を廃したもの （8）1下肢を3cm以上短縮したもの （9）1足の第1の足指または他の４の足指を失ったもの （10）1上肢の３大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの （11）1下肢の３大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	２０％
第１１級	（1）両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （2）両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （3）1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （4）１０歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （5）両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （6）1耳の聴力が４０cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （7）脊柱に変形を残すもの （8）1手の示指、中指または環指を失ったもの （9）1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの （10）胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	１５％
第１２級	（1）1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （2）1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	１０％

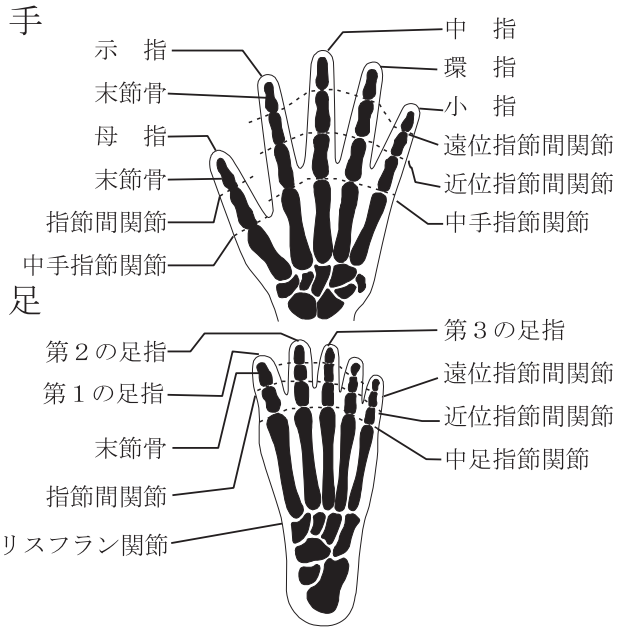
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第12級	(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10% 7% 4%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0．6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	

等級	後遺障害	保険金支払割合
第14級	(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図





別表2　補償条項第7条（保険金等の削減）の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）山岳登はん
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）航空機
グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）操縦
職務として操縦する場合を除きます。

（注4）超軽量動力機
モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表3　保険金請求書類

提出書類 ＼ 保険金種類	死亡	後遺障害	治療費用
1. 保険金請求書	○	○	○

保険金種類 / 提出書類	死亡	後遺障害	治療費用
2. 保険証券	○	○	○
3. 当社の定める傷害状況報告書	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○		
6. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○
7. 補償条項第6条（治療費用保険金の支払）（1）の費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書			○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○		
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○		
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○		
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○
13. その他当社が基本条項第２０条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○

（注）保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

クレジットカード用海外旅行傷害保険特約
第1章　傷害補償条項
「用語の説明」

この補償条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
特定カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定カード会員をいいます。
クレジットカード付帯保険契約	基本条項「用語の説明」に規定するクレジットカード付帯保険契約をいいます。
責任期間	基本条項第1条（責任期間）に規定する責任期間をいいます。

用語	説明
支払上限額	次に掲げる金額をいいます。ただし、普通保険約款補償条項第９条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定を適用する場合は、その規定により決定した金額とします。 ①　死亡保険金の場合、保険金額 ②　後遺障害保険金の場合、次の算式により算出した額 保険金額 × 普通保険約款別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合 ＝ 後遺障害保険金の支払上限額
特定クレジットカード	基本条項「用語の説明」に規定する特定クレジットカードをいいます。
被保険者	この補償条項により補償の対象となる者であって、この保険契約の対象となる特定カード会員またはこの保険契約の対象となる特定法人カード会員の資格を有する者をいいます。ただし、基本条項第３条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、新たに特定カード会員の資格を有する者については、資格取得日の属する月の翌月の応当日から、新たに特定法人カード会員の資格を有する者については、資格取得日の翌々週の応当日から、被保険者とします。なお、普通保険約款基本条項第11条（重大事由による解除）（2）または同条項第12条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）もしくは（3）の規定による解除があった場合、その被保険者は、未経過期間についてこの補償条項における被保険者ではなくなるものとし、同条項第12条（6）の規定による解除があった場合、その被保険者は、未経過期間についてこの補償条項の治療費用保険金部分における被保険者ではなくなるものとします。
特定法人カード	基本条項「用語の説明」に規定する特定法人カードをいいます。
特定法人カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定法人カード会員をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が責任期間中に普通保険約款補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この補償条項、基本条項および普通保険約款の規定に従い、死亡保険金、後遺障害保険金または治療費用保険金を支払います。

（2）普通保険約款補償条項第４条（死亡保険金の支払）および同条項第５条（後遺障害保険金の支払）の規定にかかわらず、被保険者が他の特定クレジットカードを所有している場合において、（1）の傷害に対してこの保険契約に基づいて支払うべき保険金が、被保険者1名あたり支払上限額を

超えるときは、当社は、特定法人カードにおける支払上限額（注1）および特定法人カード以外の特定クレジットカードにおける支払上限額（注1）の合計額を限度として保険金を支払います。

（3）（1）の傷害に対して死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が、最高支払上限額（注3）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①　他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注2）
②　他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合	最高支払上限額（注3）から、他のクレジットカード付帯保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注2）を限度とします。

（4）（3）の規定は、各クレジットカード付帯保険契約について、特定法人カードまたは特定法人カード以外の特定クレジットカードの別により、それぞれ適用します。

（注1）支払上限額
それぞれの支払上限額が異なる場合には、その被保険者については、そのうち最も高い額とします。

（注2）支払責任額
それぞれの保険契約について、他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

（注3）最高支払上限額
それぞれの保険契約において規定された支払上限額のうち最も高い額をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者がその航空機または船舶に搭乗している間の事故により傷害を被って死亡したものと推定します。

第2章　疾病治療費用補償条項
「用語の説明」

この補償条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
特定カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定カード会員をいいます。

用語	説明
疾病	妊娠、出産、早産および流産を除きます。
責任期間	基本条項第1条（責任期間）に規定する責任期間をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この補償条項により補償の対象となる者であって、この保険契約の対象となる特定カード会員またはこの保険契約の対象となる特定法人カード会員の資格を有する者をいいます。ただし、基本条項第3条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、新たに特定カード会員の資格を有する者については、資格取得日の属する月の翌月の応当日から、新たに特定法人カード会員の資格を有する者については、資格取得日の翌々週の応当日から、被保険者とします。なお、普通保険約款基本条項第11条（重大事由による解除）（2）または同条項第12条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）、（3）もしくは（6）の規定による解除があった場合、その被保険者は、未経過期間についてこの補償条項における被保険者ではなくなるものとします。
特定法人カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定法人カード会員をいいます。
保険金	この補償条項により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、疾病治療費用保険金をいいます。
保険金額	この補償条項により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が次のいずれかに該当した場合は、（2）に掲げる金額を、この補償条項、基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日（注1）からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合

ア. 責任期間中に発病した疾病

イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。

② 責任期間中に感染した別表に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合

（2）（1）にいう「（2）に掲げる金額」とは、次に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、（1）①または②の疾病の発病と同等のその他の疾病の発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

ア. 被保険者以外の医師の診察費、処置費および手術費
イ. 被保険者以外の医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
ウ. Ｘ線検査費、諸検査費および手術室費
エ. 職業看護師（注2）費。ただし、謝金および礼金は含みません。
オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療を受けたとき（注3）の宿泊施設の客室料
キ. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、被保険者以外の医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
ク. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
ケ. 入院または通院のための交通費
コ. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注4）。ただし、日本国内（注5）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
サ. 治療のために必要な通訳雇入費

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病（注6）について２０万円を限度とします。
ア. 国際電話料等通信費
イ. 入院に必要な身の回り品購入費（注7）

③ 被保険者が治療のために入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

（3）（1）の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、被保険者以外の医師の診断によります。

（4）（1）の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、保険金を支払いません。
① 当社が傷害補償条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
③ 歯科疾病
④ 被保険者が山岳登はん（注8）を行っている間に発病した高山病

（5）（1）の保険金の支払は、1疾病（注6）について保険金額をもって限度とします。

（6）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額（注9）の合計額が費用の額（注10）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注9）
②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額（注10）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注9）を限度とします。

（7）（1）の規定にかかわらず、被保険者が当社と提携する機関から（2）①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして（1）から（6）までの規定により算出した保険金をその機関に支払います。

（注1）治療を開始した日
　合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

（注2）職業看護師
　日本国外において被保険者の治療に際し、被保険者以外の医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

（注3）宿泊施設の室内で治療を受けたとき
　被保険者以外の医師の指示により宿泊施設で静養する場合を含みます。

（注4）移転費
　治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

（注5）日本国内
　被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地とします。

（注6）1疾病
　合併症および続発症を含みます。

（注7）身の回り品購入費
　5万円を限度とします。

（注8）山岳登はん
　ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

（注9）支払責任額
　それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注10）費用の額
　（1）の費用の額をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
②　保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
③　被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④　被保険者に対する刑の執行
⑤　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑥　核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦　⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑧　⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当社は、被保険者が頸（けい）部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第3章　賠償責任危険補償条項
「用語の説明」

この補償条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
特定カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定カード会員をいいます。
財物の破損	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
責任期間	基本条項第1条（責任期間）に規定する責任期間をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この補償条項により補償を受ける者であって、この保険契約の対象となる特定カード会員またはこの保険契約の対象となる特定法人カード会員の資格を有する者をいいます。ただし、基本条項第3条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、新たに特定カード会員の資格を有する者については、資格取得日の属する月の翌月の応当日から、新たに特定法人カード会員の資格を有する者については、資格取得日の翌々週の応当日から、被保険者とします。
特定法人カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定法人カード会員をいいます。
保険金	この補償条項により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、賠償責任危険保険金をいいます。

用語	説明
保険金額	この補償条項により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、責任期間中に生じた偶然な事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）により、他人の身体の障害または他人の財物の破損もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項、基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

④ ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任

④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。

⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑥ 被保険者と同居する親族（注1）（注2）および旅行行程を同じくする親族（注2）に対する損害賠償責任

⑦　被保険者が所有、使用または管理する財物の破損もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害に対する損害賠償責任については、保険金を支払います。

ア. 被保険者が滞在する宿泊施設の客室（注3）に与えた損害

イ. 被保険者が滞在する居住施設内の部屋（注4）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。

ウ. 賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害

⑧　被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑨　被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑩　航空機、船舶（注5）、車両（注6）、銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1）同居する親族
旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

（注2）親族
6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

（注3）客室
客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

（注4）部屋
部屋内の動産を含みます。

（注5）船舶
原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。

（注6）車両
原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

（注7）銃器
空気銃を除きます。

第4条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。以下同様とします。）

②　第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第6条（事故の発生）（1）②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③　②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用

④　被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

⑤　第7条（当社による解決）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第5条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 1回の事故につき、次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額	−	保険証券記載の免責金額	＝	保険金の額

② 第４条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の法律上の賠償責任の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の法律上の賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第6条（事故の発生）

（1）事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損もしくは紛失が発生したことを知った場合は、被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年令、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて３０日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大の防止のために必要ないっさいの手段を講ずること。

③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。

⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。

⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（2）被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、（1）①、④、⑤または⑥のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）②の場合は発生または拡大を防止することができたと認められる損害額を、（1）③の場合は当社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

（3）被保険者が、正当な理由がなく（1）①、④、⑤または⑥の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（当社による解決）

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの

損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第8条（先取特権）

（1）損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注1）について先取特権を有します。

（2）当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注2）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注3）

（3）保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注1）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）保険金請求権
第4条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

（注2）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合
被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注3）被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合
損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害額
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち

最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）被保険者は、当社が取得する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第4章　携行品損害補償条項
「用語の説明」

この補償条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
会員資格期間	基本条項「用語の説明」に規定する会員資格期間をいいます。
特定カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定カード会員をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 （注）乗車船券・航空券 定期券を除きます。
責任期間	基本条項第1条（責任期間）に規定する責任期間をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	この補償条項により補償を受ける者であって、この保険契約の対象となる特定カード会員またはこの保険契約の対象となる特定法人カード会員の資格を有する者をいいます。ただし、基本条項第3条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。また、新たに特定カード会員の資格を有する者については、資格取得日の属する月の翌月の応当日から、新たに特定法人カード会員の資格を有する者については、資格取得日の翌々週の応当日から、被保険者とします。

用語	説明
特定法人カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定法人カード会員をいいます。
保険価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金	この補償条項により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、携行品損害保険金をいいます。
保険金額	この補償条項により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
保険の対象	この補償条項により補償される物としてこの補償条項で定めるものをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。（免責金額は被保険者の自己負担となります。）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、責任期間中に生じた偶然な事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）によって保険の対象について生じた損害に対して、この補償条項、基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。

⑩　保険の対象の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
⑪　保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観上の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑫　保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
⑬　保険の対象の置き忘れまたは紛失
⑭　偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。

（注1）保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者
保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険の対象およびその範囲）

（1）保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する次のいずれかの身の回り品に限ります。
①　被保険者が所有する物
②　旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物

（2）（1）の身の回り品が被保険者が滞在する居住施設内（注1）にある間は、保険の対象に含まれません。

（3）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
①　通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については保険の対象に含まれます。
②　預金証書または貯金証書（注2）、クレジットカード、運転免許証その他これらに準ずる物。ただし、旅券については保険の対象に含まれます。
③　稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
④　船舶（注3）、自動車等およびこれらの付属品
⑤　被保険者が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
⑥　義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずる物
⑦　動物および植物
⑧　商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
⑨　データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑩　その他保険証券記載の物

（注1）居住施設内
居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

（注2）預金証書または貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。

（注3）船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

第４条（損害額の決定）

（１）当社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。

（２）保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（格落損）は損害額に含みません。

（３）保険の対象が１組または１対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、（１）および（２）の規定によって損害額を決定します。

（４）被保険者が、第６条（事故の発生）（４）の費用を負担した場合は、その費用および（１）から（３）までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

（５）（１）から（４）までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

（６）（１）から（５）までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および被保険者が負担した第６条（事故の発生）（４）の費用の合計額を損害額とします。

（７）（１）から（５）までの規定にかかわらず、保険の対象が旅券の場合には、次に掲げる費用を損害額とします。ただし、１回の事故について５万円を限度とします。

①　旅券の再取得費用

保険事故の結果、旅券の発給申請を行う場合には、再取得に要した次に掲げる費用

ア. 事故の生じた地から旅券発給地（注１）へ赴く被保険者の交通費

イ. 領事官に納付した発給手数料および電信料

ウ. 旅券発給地（注１）における被保険者の宿泊施設の客室料

②　渡航書の取得費用

保険事故の結果、旅券の発給申請に替えて渡航書の発給申請を行う場合には、取得に要した次に掲げる費用

ア. 事故の生じた地から渡航書発給地（注２）へ赴く被保険者の交通費

イ. 領事官に納付した発給手数料

ウ. 渡航書発給地（注２）における被保険者の宿泊施設の客室料

（８）保険の対象の１個、１組または１対について損害額が１０万円を超える場合は、当社は、そのものの損害額を１０万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害額の合計額が５万円を超えるときは、当社は、そのものの損害額を５万円とみなします。

（注１）旅券発給地

保険事故の生じた地から旅券の発給申請を行う最寄りの在外公館所在地をいいます。

（注２）渡航書発給地

保険事故の生じた地から渡航書の発給申請を行う最寄りの在外公館所在地をいいます。

第５条（支払保険金）

（１）当社が支払うべき保険金の額は、１回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。ただし、同一の旅行期間につき、保険金額をもって限度とします。

第４条（損害額の決定）の損害額	－	免責金額	＝	保険金の額

（2）（1）の規定にかかわらず、当社が同一の被保険者につき支払う保険金の額は、会員資格期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（事故の発生）

（1）被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 保険事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、必要な措置を講ずること。

③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

④ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。

⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（2）被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、（1）①、④または⑤のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）②の場合は発生または拡大を防止できたと認められる額を、（1）③の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

（3）被保険者が、正当な理由がなく（1）①、④または⑤の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（4）当社は、次に掲げる費用を支払います。

① （1）②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② （1）③に規定する手続のために必要な費用

（注）他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、保険の対象および損害の調査と関連して必要な事項を調査することができます。

第8条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）

区分	支払保険金の額
②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
（注2）損害額
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（残存物の帰属）

当社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者に属するものとします。

第10条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
①　当社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
②　①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
（3）被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。
（注）損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第5章　救援者費用等補償条項
「用語の説明」

この補償条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
会員資格期間	基本条項「用語の説明」に規定する会員資格期間をいいます。
特定カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定カード会員をいいます。

用語	説明
救援者	救援対象者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族（注2）をいいます。 （注1）捜索 捜索、救助または移送をいいます。 （注2）救援対象者の親族 これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。
疾病	妊娠、出産、早産および流産を除きます。
親族	６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族をいいます。
責任期間	基本条項第１条（責任期間）に規定する責任期間をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師 救援対象者が医師である場合は、救援対象者以外の医師をいいます。
被保険者	この補償条項により補償を受ける者であって、第２条（救援対象者および被保険者）（2）に規定する者をいいます。
特定法人カード会員	基本条項「用語の説明」に規定する特定法人カード会員をいいます。
保険金	この補償条項により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、救援者費用等保険金をいいます。
保険金額	この補償条項により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、救援対象者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対し、この補償条項、基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。

① 救援対象者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア. 責任期間中に被った傷害補償条項第１条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡した場合

イ. 疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合

ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて３０日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。

エ. 責任期間中に救援対象者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて１８０日以内に死亡したとき。

② 救援対象者が入院した場合で、次のいずれかに該当したとき。
ア. 責任期間中に被った傷害補償条項第1条の傷害を直接の原因として、継続して7日以上入院（注1）した場合
イ. 責任期間中に発病した疾病（注2）を直接の原因として、継続して7日以上入院（注1）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限ります。
③ 責任期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
④ 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

（2）（1）①または②の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、救援対象者以外の医師の診断によります。

（3）（1）の規定にかかわらず、被保険者が当社と提携する機関から第3条（費用の範囲）①から⑥までに掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への保険金の支払を当社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を（1）の費用として負担したものとみなして保険金をその機関に支払います。

（注1）入院
他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため救援対象者以外の医師が必要と認めた場合に限ります。

（注2）疾病
妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

第2条（救援対象者および被保険者）

（1）この補償条項における救援対象者は、この保険契約の対象となる特定カード会員またはこの保険契約の対象となる特定法人カード会員の資格を有する者をいいます。ただし、基本条項第3条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は救援対象者には含みません。また、新たに特定カード会員の資格を有する者については、資格取得日の属する月の翌月の応当日から、新たに特定法人カード会員の資格を有する者については、資格取得日の翌々週の応当日から、救援対象者とします。

（2）この補償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。
① 保険契約者
② 救援対象者
③ 救援対象者の親族

第3条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）（1）の費用とは、次に掲げるものをいいます。
① 捜索救助費用
遭難した救援対象者を捜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
② 航空運賃等交通費
救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者3名分を限度とします。ただし、第1条（1）④の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
③ 宿泊施設の客室料
現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料をいい、救

援者３名分を限度とし、かつ、救援者１名につき１４日分を限度とします。ただし、第１条（１）④の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索（注１）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④　移送費用

死亡した救援対象者を現地から救援対象者の住所（注２）に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の救援対象者を現地から救援対象者の住所（注２）もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注３）をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から除きます。

ア. 救援対象者が払戻しを受けた帰国のための運賃または救援対象者が負担することを予定していた帰国のための運賃

イ. 普通保険約款補償条項第６条（治療費用保険金の支払）（１）①もしくは③または疾病治療費用補償条項第１条（保険金を支払う場合）（２）①もしくは③により支払われるべき費用

⑤　遺体処理費用

死亡した救援対象者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、１００万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥　諸雑費

救援者の渡航手続費（注４）および救援者または救援対象者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費等をいい、２０万円を限度とします。ただし、普通保険約款補償条項第６条（１）②または疾病治療費用補償条項第１条（２）②により支払われるべき費用については除きます。

（注１）捜索

捜索、救助または移送をいいます。

（注２）救援対象者の住所

救援対象者がカード会社に現住所として登録した住所をいいます。

（注３）移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

（注４）渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合）

（１）当社は、次のいずれかに該当する事由によって第１条（保険金を支払う場合）（１）のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者（注１）または救援対象者の故意または重大な過失。ただし、救援対象者が第１条（１）①エ. に該当した場合は保険金を支払います。

②　保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③　救援対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、救援対象者が第１条（１）①エ. に該当した場合は保険金を支払います。

④　救援対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注２）を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第１条（１）①ア. に該当した場合は保険金を支払います。

イ. 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。

ただし、第1条（1）①ア. に該当した場合は保険金を支払います。

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤　救援対象者に対する刑の執行

⑥　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑦　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧　⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨　⑦以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当社は、救援対象者が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間に第1条（保険金を支払う場合）（1）②から④までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

（3）当社は、救援対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条（保険金を支払う場合）（1）②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）法令に定められた運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第5条（支払保険金）

当社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合と同等のその他の事由に対して通常負担する費用相当額(注)についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

（注）第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合と同等のその他の事由に対して通常負担する費用相当額
この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第6条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は会員資格期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（事故の通知）

（1）救援対象者が第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、同条（1）に掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第1条（1）①または②の場合は、事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
② 第1条（1）③または④の場合は、行方不明もしくは遭難または同条（1）③もしくは④の事故発生の状況

（2）（1）の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、（1）および（2）のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（4）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）、（2）または（3）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が費用の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）費用の額
第3条（費用の範囲）の費用の額をいいます。

第9条（代位）

（1）費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
① 当社が費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得す

る（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

（注）損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第6章　基本条項
「用語の説明」

この条項において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」およびこの特約の傷害補償条項から救援者費用等補償条項までの「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
会員資格期間	（1）始期日の午前0時から満期日の午後12時までの間に新たに特定カード会員または特定法人カード会員となった者については、その会員が特定カード会社に登録された日の翌日の午前0時から1年間をいいます。 （2）保険期間中に特定カード会員または特定法人カード会員の資格を更新する者については、更新前の会員資格期間末日の翌日の午前0時から1年間をいいます。ただし、この保険契約が継続契約でない場合においては、始期日の午前0時から更新前の会員資格期間末日の午後12時までの期間を含みます。
確定保険料	第5条（通知）（1）の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
特定カード会員	特定カード会社が、クレジットカード会員規約に基づき、特定クレジットカードを貸与している者をいいます。ただし、特定法人カード会員は含みません。
特定カード会社	特定クレジットカードの発行会社またはその提携会社をいいます。
クレジットカード付帯保険契約	カード会社（注1）を保険契約者とし、クレジットカード会員規約に基づき、クレジットカードを貸与している者またはクレジットカードの使用者としてカード会社に登録されている者を被保険者（注2）とする保険契約で、かつ、次の条件をすべて満たすものをいいます。 ①　保険契約者であるカード会社が保険料の全額を負担していること。 ②　その約款または特約において、傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）（3）または（4）に規定する方式と同様の支払保険金算出方法が規定されていること。 （注1）カード会社 クレジットカードの発行会社またはその提携会社をいいます。 （注2）被保険者 救援者費用等補償条項においては救援対象者をいいます。

用語	説明
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
特定クレジットカード	クレジットカード付帯保険契約が契約されたクレジットカードのうち、保険証券記載のクレジットカードをいいます。
特定法人カード	特定クレジットカードのうち、申込人が法人、団体または個人事業主であって、カード利用代金の決済が申込人によって行われるものまたはカード利用代金の支払債務が申込人によって保証されているものをいいます。
特定法人カード会員	特定法人カードの使用者として特定カード会社に登録されている者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
旅行期間	被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本国を出国する日の前日の午前0時から日本国に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

第1条（責任期間）

（1）この特約の責任期間は、会員資格期間内に開始された旅行期間（注1）中とします。ただし、被保険者（注2）の旅行期間が、被保険者（注2）が日本国を出国してから末日の午後12時（注3）を経過した時においても終了していない場合には、この特約の責任期間は、末日の午後12時（注3）に終わります。

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者（注2）の旅行の最終目的地への到着が末日の午後12時（注3）までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、責任期間の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

① 被保険者（注2）が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注4）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航･運休

② 交通機関（注4）の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

③ 被保険者（注2）が治療を受けたこと。

（3）（2）の場合のほか、被保険者（注2）の旅行の最終目的地への到着が末日の午後12時（注3）までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者（注2）が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間だけ責任期間の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（注5）のいずれか早い時までとします。

① 被保険者（注2）が乗客として搭乗している交通機関（注4）または被保険者（注2）が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

② 被保険者（注2）に対する公権力による拘束
③ 被保険者（注2）が誘拐されたこと。
④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者（注2）がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。

（4）当社は、被保険者（注2）が会員資格期間内に開始した旅行期間中にカード会員または法人カード会員の資格を失った場合でも、その旅行期間については被保険者（注2）として取り扱い、（1）から（3）までの規定を適用して保険金を支払います。

（注1）会員資格期間内に開始された旅行期間
被保険者（注2）となった後に開始した旅行期間に限ります。

（注2）被保険者
救援者費用等補償条項においては救援対象者をいいます。

（注3）末日の午後12時
保険証券記載の期間の末日の午後12時をいいます。

（注4）交通機関
航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

（注5）当初予定していなかった目的地に向けて出発した時
最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

第2条（時刻）

この特約において時刻に関する規定はすべて日本国の標準時によるものとします。

第3条（被保険者名簿）

保険契約者は、常に被保険者（注）である特定カード会員または特定法人カード会員の名簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

（注）被保険者
救援者費用等補償条項においては救援対象者をいいます。

第4条（暫定保険料）

（1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。

（2）保険期間が始まった後であっても、保険契約者が暫定保険料の払込みを怠った場合は、当社は、次に掲げる傷害、損害、疾病または費用に対しては、保険金を支払いません。

① 始期日から（1）の暫定保険料領収までの間に生じた事故により被った傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害、賠償責任危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）または携行品損害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害
② 始期日から（1）の暫定保険料領収までの間に発病した疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）の疾病
③ 始期日から（1）の暫定保険料領収までの間に救援者費用等補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる事由のいずれかに該当したことによる費用

第5条（通知）

（1）保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、保険期間中の各月の一定日における新たな被保険者数等を、当社に通知しなければなりません。

（2）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害、損害、疾病または費用に対しては、次の

割合により、保険金を削減して支払います。

$$\frac{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額}}{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額}}$$

（3）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。ただし、（2）の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。

（4）（2）の規定は、当社が、（1）の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から（2）の規定により保険金を削減して支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第6条（確定保険料）

（1）保険契約者は、確定保険料を保険料払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、最終の保険料払込期日に払い込まれるべき確定保険料については、暫定保険料との間でその差額を精算します。

（2）当社が、保険契約者に対し（1）の確定保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が確定保険料の保険料払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（1）の規定による確定保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、その確定保険料を算出するための保険契約者からの通知において新たに被保険者となった者が、その確定保険料を領収するまでの間に開始した旅行期間中に被った傷害、疾病、損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険期間終了後、確定保険料を暫定保険料との間で一時に精算する場合において、保険期間の中途で第5条（通知）（1）の規定による通知に基づく毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えたときは、保険契約者は、当社の請求により追加暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。

（5）当社は、保険契約者が（4）の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（6）（4）の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、（5）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に新たな被保険者が被った傷害、疾病、損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

（注）追加暫定保険料の支払を怠った場合
当社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第7条（保険金の請求）

（1）当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 傷害補償条項にかかる死亡保険金の請求については、被保険者が死亡した時
② 傷害補償条項にかかる後遺障害保険金の請求については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時
③ 傷害補償条項にかかる治療費用保険金の請求については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時
④ 疾病治療費用補償条項にかかる保険金の請求については、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日（注1）からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時
⑤ 賠償責任危険補償条項にかかる保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
⑥ 携行品損害補償条項にかかる保険金の請求については、事故発生の時
⑦ 救援者費用等補償条項にかかる保険金の請求については、被保険者が費用を負担した時

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合（注2）は、保険金請求書および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 死亡保険金請求の場合
ア. 当社の定める傷害状況報告書
イ. 公の機関（注３）の事故証明書
ウ. 死亡診断書または死体検案書
エ. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書
オ. 被保険者の戸籍謄本
カ. 被保険者の法定相続人の戸籍謄本
キ. 被保険者が会員となっている他のクレジットカードに関する報告書
ク. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
ケ. その他当社が普通保険約款基本条項第２０条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

② 後遺障害保険金請求の場合
ア. 当社の定める傷害状況報告書
イ. 公の機関（注３）の事故証明書
ウ. 後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
エ. 被保険者の印鑑証明書
オ. 被保険者が会員となっている他のクレジットカードに関する報告書
カ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
キ. その他当社が普通保険約款基本条項第２０条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

③ 治療費用保険金請求の場合
ア. 当社の定める傷害状況報告書
イ. 公の機関（注３）の事故証明書

ウ. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
エ. 普通保険約款補償条項第６条（治療費用保険金の支払）（1）①から③までの費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書
オ. 被保険者の印鑑証明書
カ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
キ. 当社が被保険者の症状･治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
ク. その他当社が普通保険約款基本条項第２０条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

④　疾病治療費用保険金請求の場合
ア. 責任期間中または責任期間終了後４８時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後４８時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する被保険者以外の医師の診断書
イ. 責任期間中に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて１４日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
ウ. 疾病治療費用補償条項第１条（保険金を支払う場合）（2）①から③までの費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書
エ. 被保険者の印鑑証明書
オ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
カ. 当社が被保険者の症状･治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
キ. その他当社が普通保険約款基本条項第２０条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

⑤　賠償責任危険保険金請求の場合
ア. 当社の定める事故状況報告書
イ. 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
ウ. 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
エ. 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
オ. 賠償責任危険補償条項第１条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の破損または紛失に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注４）および被害が生じた物の写真（注５）
カ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
キ. 被保険者の印鑑証明書
ク. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

ケ. その他当社が普通保険約款基本条項第２０条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

⑥　携行品損害保険金請求の場合

ア. 当社の定める事故状況報告書

イ. 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書

ウ. 保険の対象の損害の程度を証明する書類

エ. 被保険者の印鑑証明書

オ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

カ. その他当社が普通保険約款基本条項第２０条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

⑦　救援者費用等保険金請求の場合

ア. 救援対象者が救援者費用等補償条項第１条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類

イ. 保険金の支払を受けようとする救援者費用等補償条項第３条（費用の範囲）①から⑥までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当社と提携する機関からのその費用の請求書

ウ. 被保険者の印鑑証明書

エ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

オ. その他当社が普通保険約款基本条項第２０条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①　被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注6）

②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③　①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注6）または②以外の３親等内の親族

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（5）当社は、事故の内容、損害または費用の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしく

は変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）治療を開始した日
合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

（注2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合
普通保険約款補償条項第6条（治療費用保険金の支払）（4）、疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）（7）または救援者費用等補償条項第1条（保険金を支払う場合）（3）の規定により被保険者が当社と提携する機関への保険金の支払を当社に求める場合を含みます。

（注3）公の機関
やむを得ない場合には、第三者とします。

（注4）修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注5）写真
画像データを含みます。

（注6）配偶者
法律上の配偶者に限ります。

第8条（支払通貨および為替交換比率）

（1）当社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨（注）をもって行うものとします。

（2）（1）の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨（注）に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨（注）に換算することができます。

① 保険証券において、この特約の補償条項に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨（注）が異なる場合

② 被保険者が保険金支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨（注）が異なる場合

（注）支払通貨
保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第9条（死亡保険金受取人の変更）

普通保険約款基本条項第25条（死亡保険金受取人の変更）の規定にかかわらず、この保険契約では、保険契約者は、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

第10条（普通保険約款の適用除外）

この特約の次の補償条項については、普通保険約款の次の規定を適用しません。

① 傷害補償条項
ア. 補償条項第4条（死亡保険金の支払）（3）
イ. 補償条項第7条（保険金等の削減）
ウ. 基本条項第1条（保険責任の始期および終期）
エ. 基本条項第2条（保険料の払込方法）
オ. 基本条項第5条（職業または職務の変更に関する通知義務）
カ. 基本条項第7条（保険契約の無効）②

② 疾病治療費用補償条項
ア. 基本条項第1条

イ. 基本条項第２条
ウ. 基本条項第５条
エ. 基本条項第１８条（事故の通知）（1）②

③　賠償責任危険補償条項、携行品損害補償条項および救援者費用等補償条項
ア. 基本条項第１条
イ. 基本条項第２条
ウ. 基本条項第５条
エ. 基本条項第１２条（被保険者による保険契約の解除請求）

第11条（普通保険約款の読み替え等）

（1）この特約については、次の補償条項について、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①　傷害補償条項
ア. 補償条項第３条（保険金を支払わない場合－その2）の規定中「保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。」とあるのは「保険金を支払いません。」
イ. 補償条項第４条（死亡保険金の支払）（1）、同条項第５条（後遺障害保険金の支払）（1）および（5）、同条項第６条（治療費用保険金の支払）（1）、同条項第９条（他の身体の障害または疾病の影響）、基本条項第４条（告知義務）（3）③ならびに同条項第１８条（事故の通知）（1）の規定中「第１条（保険金を支払う場合）」、「第１条」および「補償条項第１条（保険金を支払う場合）」とあるのは「この特約傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）」
ウ. 補償条項第４条（1）の規定中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者の法定相続人」
エ. 補償条項第４条（2）の規定中「基本条項第２５条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が」とあるのは「（1）の場合において、被保険者の法定相続人が」、「死亡保険金受取人に」とあるのは「被保険者の法定相続人に」
オ. 補償条項第５条（6）の規定中「保険期間」とあるのは「会員資格期間」
カ. 基本条項第４条（1）、（2）および（3）③の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者」
キ. 基本条項第１７条（保険料の返還－解除の場合）（2）、（4）および（5）までの規定中「既経過期間に対応する保険料」とあるのは「既経過期間に対しこの特約別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料」
ク. 基本条項第１７条（6）の規定中「既経過期間に対応する治療費用保険金部分の保険料」とあるのは「既経過期間に対しこの特約別表2に掲げる短期料率によって計算した治療費用保険金部分の保険料」
ケ. 基本条項第２０条（保険金の支払時期）（注1）の規定中「第１９条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」
コ. 基本条項第２１条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第１９条（保険金の請求）」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）」
サ. 基本条項第２３条（時効）の規定中「第１９条（保険金の請求）（1）」と

あるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（１）」

シ. 基本条項第２７条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）（１）および（２）の規定中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者の法定相続人」

② 疾病治療費用補償条項

ア. 補償条項第９条（１）の規定中「第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「この特約疾病治療費用補償条項第１条（保険金を支払う場合）の疾病を発病した」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「疾病が重大となった場合」

イ. 補償条項第９条（２）の規定中「第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「疾病が重大となった場合」

ウ. 基本条項第３条（保険責任のおよぶ範囲）および同条項第４条（５）の規定中「傷害」とあるのは「疾病」

エ. 基本条項第４条（１）、（２）および（３）③の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者」

オ. 基本条項第４条（３）③の規定中「補償条項第１条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約疾病治療費用補償条項第１条（保険金を支払う場合）の疾病を発病する前に」

カ. 基本条項第４条（４）の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「疾病を発病した後」

キ. 基本条項第１１条（重大事由による解除）（１）①の規定中「事故」とあるのは「疾病」

ク. 基本条項第１２条（被保険者による保険契約の解除請求）（５）および（６）の規定中「治療費用保険金部分」とあるのは「疾病治療費用保険金部分」

ケ. 基本条項第１４条（保険料の返還または請求ー告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（７）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した疾病」

コ. 基本条項第１７条（２）、（４）および（５）までの規定中「既経過期間に対応する保険料」とあるのは「既経過期間に対しこの特約別表２に掲げる短期料率によって計算した保険料」

サ. 基本条項第１７条（６）の規定中「既経過期間に対応する治療費用保険金部分の保険料」とあるのは「既経過期間に対しこの特約別表２に掲げる短期料率によって計算した疾病治療費用保険金部分の保険料」

シ. 基本条項第１８条（１）の規定中「被保険者が補償条項第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は」とあるのは「被保険者が発病した場合は」

ス. 基本条項第１８条（１）①の規定中「傷害の原因となった事故の発生の日から」とあるのは「発病した日から」、「事故発生の状況および傷害の程度」とあるのは「発病の状況および経過」

セ. 基本条項第２０条（１）③の規定中「傷害の程度、事故と損害または傷害との関係」とあるのは「疾病の程度、疾病と費用との関係」

ソ. 基本条項第２０条（注１）の規定中「第１９条（保険金の請求）（２）および（３）の規定による手続」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（２）および（３）の規定による手続」

タ. 基本条項第２１条（１）の規定中「第１９条（保険金の請求）」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）」、「傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり」とあるのは「保険金の支払にあたり」

チ. 基本条項第２３条（時効）の規定中「第１９条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（1）」
ツ. 基本条項第２４条（代位）（2）の規定中「補償条項第６条（治療費用保険金の支払）（1）」とあるのは「この特約疾病治療費用補償条項第１条（保険金を支払う場合）（2）」

③　賠償責任危険補償条項
ア. 基本条項第３条、同条項第４条（５）および同条項第１４条（７）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
イ. 基本条項第４条（1）、（2）および（3）③の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者」
ウ. 基本条項第４条（3）③の規定中「補償条項第１条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約賠償責任危険補償条項第１条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
エ. 基本条項第４条（4）の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「事故の発生した後」
オ. 基本条項第１７条（2）の規定中「既経過期間に対応する保険料」とあるのは「既経過期間に対しこの特約別表２に掲げる短期料率によって計算した保険料」
カ. 基本条項第２０条（注1）の規定中「第１９条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」
キ. 基本条項第２３条の規定中「第１９条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（1）」

④　携行品損害補償条項
ア. 基本条項第３条、同条項第４条（５）および第１４条（７）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
イ. 基本条項第４条（1）、（2）および（3）③の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者」
ウ. 基本条項第４条（3）③の規定中「補償条項第１条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約携行品損害補償条項第１条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
エ. 基本条項第４条（4）の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「事故の発生した後」
オ. 基本条項第１７条（2）の規定中「既経過期間に対応する保険料」とあるのは「既経過期間に対しこの特約別表２に掲げる短期料率によって計算した保険料」
カ. 基本条項第２０条（1）③の規定中「傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「損害額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係」
キ. 基本条項第２０条（注1）の規定中「第１９条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」
ク. 基本条項第２３条の規定中「第１９条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（1）」

⑤　救援者費用等補償条項
ア.「用語の説明」の危険の説明中「傷害または損害」とあるのは「費用」
イ. 基本条項第３条および同条項第４条（５）の規定中「傷害」とあるのは「費用」

ウ. 基本条項第４条（1）、（2）および（3）③の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者」

エ. 基本条項第４条（3）③の規定中「補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約救援者費用等補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる事由のいずれかに該当する前に」

オ. 基本条項第４条（4）の規定中「傷害の発生した後」とあるのは「この特約救援者費用等補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる事由のいずれかに該当した後」

カ. 基本条項第８条（保険契約の失効）の規定中「被保険者」とあるのは「救援対象者」

キ. 基本条項第１４条（7）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「この特約救援者費用等補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる事由のいずれかに該当したことにより発生した費用」

ク. 基本条項第１７条（2）の規定中「既経過期間に対応する保険料」とあるのは「既経過期間に対しこの特約別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料」

ケ. 基本条項第２０条（1）③の規定中「傷害の程度、事故と損害または傷害との関係」とあるのは「費用の額、事故と費用との関係」

コ. 基本条項第２０条（注1）の規定中「第１９条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」

サ. 基本条項第２１条（1）の規定中「第１８条（事故の通知）の規定による通知または第１９条（保険金の請求）の規定による請求」とあるのは「この特約救援者費用等補償条項第７条（事故の通知）による通知またはこの特約基本条項第７条（保険金の請求）の規定による請求」、「傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり」とあるのは「保険金の支払にあたり」

シ. 基本条項第２３条の規定中「第１９条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約基本条項第７条（保険金の請求）（1）」

（2）（1）の規定のほか、疾病治療費用補償条項については、普通保険約款基本条項第１１条（重大事由による解除）（2）および（3）を次のとおり読み替えて適用します。

「（2）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

①　被保険者が、（1）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

②　被保険者に生じた疾病に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。

（3）（1）または（2）の規定による解除が疾病（注3）を発病した後になされた場合であっても、第１３条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発病した疾病（注3）に対しては、当社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注2）保険契約
　その被保険者に係る部分に限ります。

（注3）疾病

（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者が発病した疾病をいいます。

（注4）保険金

（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。」

（3）（1）の規定のほか、賠償責任危険補償条項については、普通保険約款基本条項第11条（重大事由による解除）（2）および（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加して適用します。

「（2）当社は、被保険者が（1）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

（3）（1）または（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

① （1）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② （1）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

（注2）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。」

（4）（1）の規定のほか、携行品損害補償条項については、普通保険約款基本条項第11条(重大事由による解除)（2）および(3)を次のとおり読み替え、（4）を追加して適用します。

「（2）当社は、被保険者が（1）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

（3）（1）または（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、（1）③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

（注2）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。」

（5）（1）の規定のほか、救援者費用等補償条項については、普通保険約款基本条項第11条（重大事由による解除）（2）および（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加して適用します。

「（2）当社は、被保険者が（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当す

る場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

（3）（1）または（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までにこの特約救援者費用等補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる事由のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた費用については適用しません。

（注2）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。」

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1　疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）②の感染症

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱

別表2　短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（%）
3日まで	4
4日まで	5
6日まで	8
8日まで	10
11日まで	11
15日まで	13
18日まで	14
22日まで	16
25日まで	17
28日まで	19
31日まで	20
46日まで	24
2か月まで	28
3か月まで	36
4か月まで	44
5か月まで	51
6か月まで	58
7か月まで	65
8か月まで	72
9か月まで	79
10か月まで	86
11か月まで	93
1年まで	100

クレジットカード用海外旅行傷害保険被保険者の範囲に関する特約

当社は、この特約により、クレジットカード用海外旅行傷害保険特約の傷害補償条項から携行品損害補償条項までの「用語の説明」の被保険者の説明および同特約救援者費用等補償条項の第２条（救援対象者および被保険者）（1）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①　傷害補償条項

用語	説明
被保険者	この補償条項により補償の対象となる者であって、特定カード会員または特定法人カード会員の資格を有する者をいいます。ただし、基本条項第３条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。なお、普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）または（3）の規定による解除があった場合、その被保険者は、未経過期間についてこの補償条項における被保険者ではなくなるものとし、同条（6）の規定による解除があった場合、その被保険者は、未経過期間についてこの補償条項の治療費用保険金部分における被保険者ではなくなるものとします。

②　疾病治療費用補償条項

用語	説明
被保険者	この補償条項により補償の対象となる者であって、特定カード会員または特定法人カード会員の資格を有する者をいいます。ただし、基本条項第３条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。なお、普通保険約款基本条項第12条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）、（3）または（6）の規定による解除があった場合、その被保険者は、未経過期間についてこの補償条項における被保険者ではなくなるものとします。

③　賠償責任危険補償条項および携行品損害補償条項

用語	説明
被保険者	この補償条項により補償を受ける者であって、特定カード会員または特定法人カード会員の資格を有する者をいいます。ただし、基本条項第３条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。

④　救援者費用等補償条項

「第２条（救援対象者および被保険者）

（1）この補償条項における救援対象者は、特定カード会員または特定法人カード会員の資格を有する者をいいます。ただし、基本条項第３条（被保険者名簿）に規定する名簿に記載のない者は被保険者には含みません。」

海外旅行保険特約（クレジットカード用海外旅行傷害保険用）
「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
カード特約	クレジットカード用海外旅行傷害保険特約をいいます。
基本条項	カード特約基本条項をいいます。
携行品損害補償条項	カード特約携行品損害補償条項をいいます。
疾病治療費用補償条項	カード特約疾病治療費用補償条項をいいます。
傷害補償条項	カード特約傷害補償条項をいいます。
賠償責任危険補償条項	カード特約賠償責任危険補償条項をいいます。

第1条（死亡特別保険金の支払）

（1）当社は、傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する死亡保険金を支払った場合で、死亡保険金の支払事由が被保険者への加害を目的とした第三者（注1）の作為による傷害であるときは、当社が支払った死亡保険金に保険証券記載の死亡特別保険金割合を乗じた額を死亡特別保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

（2）（1）の場合において、被保険者の法定相続人が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡特別保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

（3）保険金を受け取るべき者が死亡特別保険金の支払を請求する場合は、基本条項第7条（保険金の請求）に規定する書類のほか、傷害が被保険者への加害を目的とした第三者（注1）の作為によるものであることを証明する書類を当社に提出しなければなりません。

（注1）第三者
被保険者と生計を共にする親族（注2）を除きます。

（注2）親族
6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

第2条（治療費用の範囲の変更）

（1）当社は、普通保険約款補償条項第6条（治療費用保険金の支払）に規定する治療費用保険金または疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する疾病治療費用保険金が支払われる場合には、次の①に掲げる費用を普通保険約款補償条項第6条（1）①または疾病治療費用補償条項第1条（2）①の費用に、②に掲げる費用を疾病治療費用補償条項第1条（2）①の費用に含めます。

① この保険契約の保険金請求のために必要な被保険者以外の医師の診断書の費用

② 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用

（2）当社は、普通保険約款補償条項第6条（治療費用保険金の支払）（1）③および疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）（2）③を次のとおり読み替えて適用します。

「③ 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合に

おいて、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費（日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。）」

第３条（疾病治療費用補償条項および基本条項の変更）

当社は、この特約により、疾病治療費用補償条項および基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

①　疾病治療費用補償条項第１条（保険金を支払う場合）（１）①および②を次のとおり読み替えて適用します。

「① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後７２時間を経過するまでに治療を開始した場合

ア. 責任期間中に発病した疾病

イ. 責任期間終了後７２時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。

② 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて３０日を経過するまでに治療を開始した場合」

②　基本条項第７条（保険金の請求）（２）④ア. およびイ. を次のとおり読み替えて適用します。

「ア. 責任期間中または責任期間終了後７２時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後７２時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する被保険者以外の医師の診断書

イ. 責任期間中に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて３０日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書」

第４条（賠償責任危険補償条項の保険金を支払わない場合の追加）

当社は、賠償責任危険補償条項第３条（保険金を支払わない場合－その２）に加えて、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しても、保険金を支払いません。

①　汚染物質（注１）の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、溢出または漏出が不測かつ突発的なものである場合を除きます。

②　罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

（注１）汚染物質

固体状、液体状、気体状のまたは熱を帯びた有害な物質もしくは汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物（注２）等を含みます。

（注２）廃棄物

再生利用のための物質を含みます。

第５条（携行品損害補償条項の保険金を支払わない場合の変更）

当社は、携行品損害補償条項第２条（保険金を支払わない場合）⑧を次のとおり読み替えて適用します。

「⑧　差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合」

第6条（携行品損害補償条項の保険の対象およびその範囲の変更）

（1）当社は、この特約により、運転免許証（注）を携行品損害補償条項の保険の対象に含めます。

（2）携行品損害補償条項第4条（損害額の決定）（1）から（5）までの規定にかかわらず、保険の対象が運転免許証（注）の場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。

（3）携行品損害補償条項第3条（保険の対象およびその範囲）（3）⑤の規定にかかわらず、被保険者が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウインドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具は、保険の対象に含みません。

（4）当社は、携行品損害補償条項第3条（保険の対象およびその範囲）（3）①から③までおよび⑥から⑧までならびに（1）に記載されたもののうち、次に記載された物を保険の対象に含むものとします。

（注）運転免許証
自動車等の運転免許証をいいます。

第7条（携行品損害補償条項の現物による支払）

当社は、この特約により、携行品損害補償条項の保険金支払の対象となる保険の対象が保険証券記載の物の場合には、その損害の全部または一部に対して、代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第8条（保険金を支払わない場合の変更）

当社は、この特約により、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定（注）に従い、暴動によって生じた傷害、損害、疾病または費用に対しても保険金を支払います。

（注）普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約の規定
暴動によって生じた傷害、損害、疾病または費用に対して保険金を支払わないとする規定を除きます。

第9条（責任期間の延長）

この特約については、基本条項第1条（責任期間）（2）①から③までに掲げる事由のほか、次に掲げる事由のいずれかによって被保険者の旅行の最終目的地への到着が遅延した場合も、同条（2）の規定に従い、保険責任の終期が延長されるものとします。

① 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。

② 被保険者の同行家族（注1）または同行予約者（注4）が入院したこと。

（注1）同行家族
被保険者と旅行行程を同一にする次のいずれかに該当する者をいいます。
① 被保険者の配偶者
② 被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族（注2）
③ 被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚（注3）の子

（注2）親族
6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注3）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注4）同行予約者

被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者をいいます。

クレジットカード用海外旅行傷害保険
保険料支払に関する特約（一括払用）
「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
カード特約	クレジットカード用海外旅行傷害保険特約をいいます。

第1条（確定保険料）

（1）保険契約者は、この特約により、保険期間終了後、通知（注1）に基づき当社が算出した確定保険料と暫定保険料（注2）との間で、その差額を精算しなければなりません。

（2）保険期間の中途で毎月の通知（注1）に基づく保険料の合計額が暫定保険料（注2）を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求により追加暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。

（3）当社は、保険契約者が（2）の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合（注3）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（4）（2）の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に開始した旅行期間中に被保険者が被った傷害、疾病、損害または費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）通知
カード特約基本条項第5条（通知）（1）の規定による通知をいいます。

（注2）暫定保険料
カード特約基本条項第4条（暫定保険料）の暫定保険料をいいます。

（注3）追加暫定保険料の支払を怠った場合
当社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第2条（カード特約の適用除外）

この特約については、カード特約基本条項「用語の説明」の会員資格期間の説明、同条項第6条（確定保険料）および同条項第11条（普通保険約款の読み替え等）①オ．の規定は適用しません。

第3条（カード特約の読み替え）

この特約の適用については、カード特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 携行品損害補償条項第5条（支払保険金）（2）の規定中「会員資格期間」とあるのは「保険期間」

② 救援者費用等補償条項第6条（当社の責任限度額）の規定中「会員資格期間」とあるのは「保険期間」

③ 基本条項第1条（責任期間）（1）および（4）の規定中「会員資格期間

内」とあるのは「保険期間内」
④　基本条項第５条（通知）（１）の規定中「新たな被保険者数等」とあるのは「被保険者数等」

第４条（準用規定）
この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびカード特約の規定を準用します。

感染症追加補償特約

当社は、この特約の付帯された保険契約に、外国人研修生特約、技能実習特約またはクレジットカード用海外旅行傷害保険特約のいずれかが付帯されている場合には、この特約により、付帯されている特約の別表または別表1に掲げる伝染病に以下を追加します。
重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア･コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症

戦争危険等免責に関する一部修正特約

（１）当社は、この特約に従い、普通保険約款補償条項第２条（保険金を支払わない場合－その1）（１）⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。
「⑨　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。ただし、テロ行為（注）を除きます。
（注）テロ行為
政治的、社会的もしくは宗教･思想的な主義･主張を有する団体･個人またはこれと連帯するものがその主義･主張に関して行う暴力的行動をいいます。」
（２）当社は、この保険契約に付帯された他の特約に、（１）と同じ規定がある場合には、その規定についても（１）と同様に読み替えて適用します。

エポスカード海外旅行保険事故受付センター（抜粋）

お手元にエポスカードをご用意のうえ、お電話ください。

地域	ご滞在地	電話番号
北米・ハワイ・グァム・サイパン	アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グァム・サイパン	1-877-502-7769
	カナダ	1-877-791-2152
アジア	中国（北部）	10800-813-2786
	中国（南部）	10800-481-2969
	香港	800-905-135
	台湾	00801-814655
	韓国	00798-817-1705
オセアニア	オーストラリア	1-800-101-264
	ニュージーランド	0800-885-056
ヨーロッパ アフリカ ロシア	イギリス	0808-234-3814
	イタリア	800-789645
	オーストリア	0800-296-203
	オランダ	0800-022-8299
	ギリシャ	00-800-161-2206-6597
	スイス	0800-83-8822
	スウェーデン	020-79-2611
	スペイン	900-9-581-74
	ドイツ	0800-1812572
	ノルウェー	8001-6297
	フランス	0800-915-303
	南アフリカ	0-800-983-173
	ロシア	810-800-2057-4081
日本国内から		0120-11-0101（＊）

※中国北部・・・華北地区（北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区）、東北地区（遼寧省、吉林省、黒龍江省）、河南省、山東省
中国南部・・・上記以外（上海市、重慶市等）

＊一部のIP電話（固定電話共用型を除く）では無料ダイヤルをご利用いただけない場合があります。この場合は「（018）-803-0250」（有料）をご利用いただくことも可能です。

上記以外の国など詳しくはP.6～P.8をご覧ください。